

平成18年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成18年12月7日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成18年12月7日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会運営委員会委員の追加選任
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第152号から議案第184号まで
- 第 7 請願第9号及び請願第10号並びに陳情第5号及び陳情第7号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
30番	名畑清一君	31番	志和正敏君
32番	金山教勇君	33番	臼木善祥君
34番	渡邊庚二君	35番	佐藤孝君
36番	金光英晴君	37番	葛西博之君
38番	猪股文彦君	39番	川上龍一君

40番	本間千佳子君	41番	大場慶親君
42番	本間武雄君	43番	根岸勇雄君
44番	牧野秀夫君	45番	近藤和義君
46番	熊谷実君	47番	本間勇作君
48番	祝優雄君	49番	兵庫稔君
50番	竹内道廣君	51番	岩野一則君
52番	渡部幹雄君	53番	浜口鶴藏君
54番	大澤祐治郎君	55番	肥田利夫君
56番	加賀博昭君	57番	金子克己君
58番	梅澤雅廣君		

欠席議員（1名）

29番 高野正道君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
助役	親松東一君	総務部長	齋藤英夫君
企画財政部長	中川義弘君	市民環境部長	粕谷達男君
福祉保健部長	末武正義君	産業観光部長	川島雄一郎君
建設部長	佐藤一富君	総務部長(総務課長)	佐々木正雄君
企画財政部長(財政課長)	山本充彦君	市民環境部長(環境課長)	大川剛史君
産業観光部長(観光課長)	伊藤俊之君	産業観光部長(農業振興課長)	児玉剛君
建設部長(建設課長)	渡辺正人君	防災管財長	榎惠博君
行政改革長	藤澤一雄君	企画振興長	金子優君
市民課長	清水俊英君	高齢福祉長	藤井武雄君
水道課長	田畑孝雄君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	鹿野一雄君	教育委員会教育長	児玉功君

教育委員会 生涯学習課 選管・監査 事務局長	坂本孝明君	教育委員会 社会体育課 農業委員会 事務局局長	平間俊雄君
消防長	菊地賢一君	工事管理 課長	山本真澄君
情報政策 課長	渡辺与四夫君	保健医療 課長	安藤理策君
水産課長	小橋敞膺君	下水道課長	三浦洋一君
文化振興 課長	藤井伸夫君		駒形準三君
	石塚秀夫君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（梅澤雅廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は57名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（梅澤雅廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番、末武栄子さん及び40番、本間千佳子さんを指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（梅澤雅廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） 今期定例会の会期日程についてご報告いたします。お手元に配付いたしました12月定例市議会会期日程をごらんください。

本日12月7日、本会議。本会議終了後、議会報編集特別委員会と各派代表者会議を並行して開催いたします。

あす8日は、議会運営委員会と決算審査特別委員会です。

次に、来週11日月曜日から15日金曜日までの5日間が一般質問。質問者は20名です。

15日金曜日は、一般質問終了後にひとり親家庭等の医療費助成条例の一部改正条例案が追加上程されます。

18日月曜から20日水曜までの3日間委員会審査を行い、21日木曜は各特別委員会及び各派代表者会議。22日金曜は、午前中が議会運営委員会、午後各派代表者会議。そして、午後3時をめぐりに決算審査報告書の配付、質疑、討論の受け付けとなります。

25日月曜日は、午前10時から議員全員協議会。午後3時をめぐりに各常任委員長報告書の配付となります。

そして、翌26日火曜日が最終日となります。最終日の本会議は、午前10時の開会とします。

会期は20日間となります。

以上であります。

- 議長（梅澤雅廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から12月26日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。
よって、会期は20日間と決定いたしました。
-

- 議長（梅澤雅廣君） 次に、去る11月30日、川上龍一君から会派を離脱したとの理由により議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、佐渡市議会委員会条例第14条の規定によりこれを許可したから、報告をいたします。
-

日程第3 議会運営委員会委員の追加選任

- 議長（梅澤雅廣君） 日程第3、議会運営委員会委員の追加選任の件を議題といたします。
お諮りいたします。現在欠員となっております議会運営委員会委員の追加選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、渡部幹雄君を指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました渡部幹雄君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。
-

日程第4 諸般の報告

- 議長（梅澤雅廣君） 日程第4、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。朗読は省略いたします。
-

日程第5 行政報告

- 議長（梅澤雅廣君） 日程第5、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） おはようございます。議長のお許しを得て行政報告をさせていただきます。
平成18年第5回市議会定例会に当たりまして、平成18年第4回市議会定例会以降の行政経過につきましてご報告申し上げます。初めに、佐渡金銀山遺跡の世界遺産暫定リストに係る提案書の提出についてご報告申し上げます。提案書については、世界遺産の登録に関する国の方針により11月末までに提出を求められており、文化庁の調査官や佐渡金銀山遺跡調査委員会の方々のご指導を受け、県と共同して作業を進めてまいりました。去る11月28日、県庁において新潟県知事と合同の記者会見を行い、翌29日に文化庁へ提出いたしました。来年1月に予定されている国内選考で暫定リストへの掲載をユネスコへ申請する候補地が決定されることとなります。提案書の提出は、まだスタート時点でありまして、登録までの道のりは険しいものがありますが、正式に名乗りを上げたことでこの取り組みがさらに発展していくためにもぜひこの暫定リストへの選定がされることを切に願っております。

次に、佐渡太鼓体験交流館の竣工についてご報告申し上げます。平成17年度より事業を進めてまいりました佐渡太鼓体験交流館が小木地区に完成し、11月17日に竣工式が行われました。総事業費は2億1,850万6,000円となり、財源内訳としては国庫補助金が1億円、起債（辺地債）1億750万円、一般財源が1,100万6,000円となっております。当日は、国土交通省の福島離島振興課長ほか約50名の皆様方にご出席いただき、鼓童の太鼓の演奏披露もあり、竣工を皆様でお祝いさせていただきました。今後佐渡の特色ある体験施設として大いに期待しているところでございます。

次に、平成18年度の建設工事等の入札等の状況についてご報告申し上げます。10月までの発注総数は680件、74億9,870万1,000円でありまして、内訳としましては工事で483件、66億2,475万9,000円、工事関連委託業務で197件、8億7,394万2,000円であります。このうち9月定例会報告後の状況は342件、41億9,982万3,000円、工事で250件、37億2,290万5,000円、工事関連委託業務で92件、4億7,691万8,000円あります。

最後に、火災発生件数及び救急出場等について9月から11月までの間の状況をご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、9月5件、10月2件、11月3件の計10件であります。種類別では、建物5件、車両1件、その他4件で、損害額は調査中の4件を除き58万4,000円となっております。救急出場件数は、9月が190件、10月、11月各235件の計660件で、種類別では多いものから急病436件、一般負傷84件、転院搬送61件などとなっております。救助出場件数は、9月、10月各4件で、11月3件、計11件で、種類別では交通事故8件、その他3件であります。以上で報告を終わります。

引き続きまして、報告事件のご説明をいたします。報告第19号から報告第27号までの専決処分の報告につきましても、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上で報告事項についてのご説明を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 日程……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 報告の19号から27号、とんでもないことを毎回毎回繰り返しておる。9件の事件は、これは一体何なのだと。

そのほかに第1点をまず聞きますが、執行部に。市内在住男性という、損害賠償の相手方ですよ。こういうものがあり、さあ、次を開いていくと、今度は市内女性、こういうのがあり、市内在住女性、この区分けは一体何なのか。意味がわかりますか。これは、仮にも公文書ですよ。市内在住男性という名称、市内男性という、この区分けは一体何なのか、これ。私は、少なくとも公文書だから統一しなければならないと思うのだが、しなくてこうやってしゃあしゃあと出してくるということは、これは意味があるのだと思う。まず、これにどういう意味があるのかをまず教えていただきたい。

その次には、こういうこと一体こんなこと毎回許されるの、これ。この前も同じことやっておるのですよ。ほとんど100%悪い。バックをしたらバンパーに、よそののにぶつけたからって賠償保険料を払わなければならぬ。これ保険対応、損害賠償の。こんなものが7件あるのですよ、100%悪いのが。この前も

同じ指摘されておるでしょう。こういうことでどうして綱紀きちっと守れるの、これ。緩んでいるでしょう、完全に。同じことを繰り返しておるのだよ。年間何回こんなことをやるの。これに対してどういう考え方をしておるのか、執行部は一体。こんな大勢の人間がおるのだから、100%悪い過失事故があったって当たり前のことだと思ってとらえておるのか。そうでないとするならば歯どめ策を一体何と考えておるの、同じことを繰り返しておるが。これについての答弁を求めますよ。きちっとした答弁しなければだめですよ、同じことを繰り返しておって。管理体制がなっていない。答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

毎度こういう報告案件があるということにつきましては大変遺憾に思っております。

まず、第1点であります。賠償の相手方という表示の仕方の中に統一性を欠いておるという部分があることにつきましては、この後につきましては統一をしていきたいというふうに考えております。特段の意味はございません。

それから、2番目の毎回繰り返しておるということについてどういう対策を考えておるのかということですが、このことにつきましては十分ご指摘の点は踏まえて対策を立てておるつもりであります。私どもとしては、これまで交通安全の関係につきましては安全委員会の開催、それから安全運転管理者、これは法律で定められておるところであります。この安全運転管理者の指導といいますか、研修をやらせていただいております。また、事故を起こされた職員、起こした職員につきましては特別に研修を開催しております。また、今後もこういったことを起こさない決意を新たにするという意味合いで公用車にそれぞれ所属のステッカーを張らせていただきまして、去る12月の1日に交通安全の安全運転の出発式をやらせていただきました。この後も決意を新たに安全運転に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 50番、竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 一番最初に私が聞いたこの文書については、公文書の書式が統一されていないのだな。だから、こんなことを書いておるのだな。これは、しかしあなた方が、これを出す側が議会サイドへ出してくるのだよ。少なくともこれを見ておって不思議に感じないというのがおかしいよ、あなた方は。片一方では市内在住、市内在住と書いてみたり、片一方では市内男性、市内男性と書いてみたり、こんなことを出すまでに気づかないなんていうのはおかしいではないか、どう考えたって。緩んでおるよ、きちっと。

それから、さっきのは歯どめ策になっていないよ。この前も某議員からこのことを言われたと思うけれども、100%過失で全く悪い粗相なんていうものは自己負担があつてしかりだろうと。そんなことでなければこんなことが繰り返されると言っておたばかりですよ。何にもそんなことがされていないのだ。しかし、これ今後きちっとこういうことをしないと管理能力を問われますよ、あなた方に。こんな綱紀の緩んだ市政をやっておたら。このことだけはきちっと指摘しておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁要りますか。

○50番（竹内道廣君） 要りません。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） それでは、お願いいたしますが、まさに今竹内議員が非常に厳しい指摘をしております。一般質問の中でも私も触れたことがあります。この書式の中に市内在住というような表現をしなければこれは個人情報に漏れるというような、あるいはプライバシーに漏れるというようなことでこういう表現をしたのか、まず1点。

措置をして払う金は、言うなら市民の血税から、保険掛けておるからいいのだといったって団体保険で恐らく加入してやっておるのだらうから、本人には何ら痛みも反省も私はないと思うのです。そこで、総務部長に第2点目、この事故を起こした職員に報酬に傷をつけるということをいたしたかどうか、あるいは処罰をいたしたかどうか、まずそういうことからお聞きをいたしたいと、こう思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、第1点でございますが、市内在住等の表現の仕方につきましては個人情報の規制に従いまして、こういう表現を使わせていただいております。

2点目でございますが、処罰をしたのかどうかということでございますが、私どもでいう処罰ということは懲戒処分という形での処分はしておりません。口頭での注意、それから研修という形の中で十分その反省をしていただくということで対応しております。この後そういったことについてはどうするのかということについては、十分また検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 子供のような話をしなければなりませんけれども、両津市で二百何十万の車をぶっ壊して保険で対応するから本人には何ら言うならばおとがめもなかった。この件に関して、ちょっとこじつけになるようですが、パチンコ玉を盗んで刑事問題になった職員に対しては処罰を、これはやむを得ず警察から判断が出てくるわけですから、やったのだと思うのですが、問題は綱紀肅正、竹内さんが言ったように総務部長はそのいわゆるトップなわけですが、自らあなた自身の処罰はどうするのかと。こうぼろぼろ、ぼろぼろ職員がこういうことが出てくると、人間ですから間違いと気違いは私はどこにもあると思いますが、しかしそういう意味で甘受するつもりはありません。とにかく責任者として総務部長自らやっぱり襟を正して職員にそういう戒告であろうと何だろうとおまえたちがやるたびにおれが受けるのだぞというぐらいなあなたは厳しさを持たないとこれ職員は馬耳東風ですよ。ですから、ぜひそういった厳しさを求めていただきたいのですが、懲罰委員会、こういったものを今後きっちりかけて、そしてそのときには総務部長自ら出て、その犯した職員を呼びつけて、そして今後どういうことを本人は反省として踏まえていくのか始末書をきっちりとするぐらいのやっぱり厳しい私は注意をしなければならぬ、管理をしなければならぬと思うのですが、総務部長、もう一回それについてお答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

私もこの交通安全の関係につきましては、安全運転管理者として責任は十分痛感をいたしております。

事故を起こした職員に対する対応ということではありますが、当然職員からは違反した場合、それから事故を起こした場合につきましては始末書、これはいただいております。さらに、その上で処分を下すかどうかにつきましては懲戒処分等の基準等がありまして、その基準に該当するかどうかということをはらみ合わせながら対応してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） これで最後ですが、理事者に今度はお伺いたします。

あなたは、1カ月に1回朝礼をやっておるのか、1年にそれこそ数回ということに訓辞とか、そういったものを兼ねたあなたからのあいさつをもらえるそういう朝礼というようなものはあるのかなのか。そして、これはプライバシーの問題で情報公開上で名前を出せないのだと、こう言いますけれども、これ警察が職員逮捕するとすぐ名前出ますよ。あなた方内部ではこういうことをやって隠して隠してやってきておる。そのことが本人のためには一つもなっていないということをまず管理責任者は私は自覚しなければならぬと思うのです。大勢の朝礼のときにどこの市役所の支所、佐渡市の例えば佐和田支所の職員が事故を起こしたと。そのぐらいのときには市長は名前を呼びつけて、このために全体がどれだけの迷惑をこうむるかというぐらいのことはやっぱり公僕である限り自覚を持つように私は当然訓辞をしなければならぬと思いますが、どのぐらいの割合で朝礼を持ってやっておるのかどうか。私も最後ですから、そういったことが一向に守られていないから、こういうことがしょっちゅう出てくる。専決だと言うから何だと思えば、こんなもの専決でやる必要がどこにあるのですか。保険対応で支払いをするということであるのに、何のために専決でやる。処分をしたから、あるいは処分しなければならぬから議会を開くいとまもないし、議会との間隔もあるので、このとおり専決処分しました、こうならいいけれども、事務方の単なる瑕疵、欠点を覆いかぶさるための専決処分ではないですか。いや、総務部長、あなたが首振ったってそうです。ここに出てくるのは、みんなそう。だから、そういったことの厳しさを求めているのだと。だから、総務部長と理事者とこれについて特段のご発言を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、今回の専決の案件ではありますが、これにつきましては自治法の規定に基づきまして専決処分をさせてもらったということでもあります。これは、賠償案件ということでもあります関係で、50万円以下については専決案件ということでご承認を先般の議会でもいただいたところであります。50万を超えるという案件につきましては、当然議案という形になるわけではありますが、50万以下の賠償案件につきましては専決処分の報告という形で統一をさせていただいておりますということをご理解願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

確かに何度も何度も議会からもご指摘あり、恐らく市民からも厳しいまなざしで見詰められているのになかなか直らない。非常にそのときそのときに訓辞のときに注意を促したり、特に酒酔い運転も含めて職員には綱紀粛正求めているのですが、なかなかうまくいかないということで、いろんなことを総務部長始め、助役始め考えておられて、ただ言うだけで済むのかということで、かなり具体的な案もつくってや

ろうということにしております。本当に申しわけないというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） さきのお二方がかなり厳しい発言をされております。私は、それ以上の気持ちを持ってきょう臨んでおるのですが、まず1回目簡単に聞きます。この所属支所あるいは本庁等を教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） それでは、お答えをいたします。

まず、専決の第13号であります。所属は保健医療課であります。

○55番（肥田利夫君） 本庁。

○総務部長（齋藤英夫君） そうです。本庁です。それから、専決の第14号であります……

○55番（肥田利夫君） これは、報告19、20とあるのだから、それで言ってくれ。

○総務部長（齋藤英夫君） 失礼しました。報告の第19号につきましては本所であります。報告の第20号につきましては赤泊支所であります。それから、報告の21号については教育委員会。報告の22号につきましても教育委員会。それから、報告の23号につきましては、これは補償の方に入るものですから、所属ということはありません。そこに書いてあります事故の発生場所ということで、これは農林道の瑕疵があったということで、これは交通事故でありませんので、省略をさせていただきます。最後に、報告の第26号であります。専決第20号であります。これにつきましては相川消防署であります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） さて、先ほど何かステッカーをつけたという、テレビのセレモニーでもやっておりました。これ以前から私は要望してきたところですが、あれどこにつけてあるのでしょうか。何か後ろの方にちっちゃい字でつけているようだね。あれじゃわかりませんよ。佐渡市とある下に大きな字できちっとつけてください。そういうことをきちっとやらないから運転手はたるんで全部確認を怠った、サイドブレーキをかけていなかった、こんなのってあります。公務員ですよ。いいですか。運転免許持っているの。

さて、責任者、最高責任者は市長ですと、最終的には。そういう答弁の間ありましたね。それから、それぞれの支所の責任者は支所長であり、担当課長である庶務課長でしょう。本所へ来ると総務部長、あなたですよ。これどう責任をとるのですか。だれも責任をとらないから、いわんや事故を起こした運転手本人にもペナルティーが何もないから、いつまでたってもこんなものがいっぱい出てくるのです。前回の定例会にあって3カ月後でしょう、これ。どうなっているのです。今どこを見てもテレビを見ると、不祥事があった後で2人から3人、4人テレビカメラの前に出て済みませんでしたと長々と頭を下げておれば、それで、はい、一件落着、これが世の中です。佐渡市は、それもやっていない。どうするのです、こんなことやって。総務部長、各支所の責任者ここにいないから、どうしようもないが、本庁、最終的にはあなたでしょう。今市長だというのだけれども、その前に総務部なのです。どう考えているのです。責任はどうとるのです。ここではっきりしてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、ステッカーを張って運転者の安全運転に対する意識の高揚ということにつきましては肥田議員からもそういうご指導等がありまして、つけさせていただきました。ただ、つける場所が悪いということのご指摘をいただいたわけではありますが、このことにつきましてはその場所が適当であるかどうかについてはまた考えさせていただきたいと思いますが、そのことによってある程度安全運転に対する認識と申しますか、それは高まっているのかなというふうに思います。もちろんこれは総体であります、車であっても、あるいはパソコンであっても市民からの大切な市民の共有の財産であります。したがって、そういうことを過って傷つけるということにつきましては十分反省をしていかなければならぬと思っておりますし、そういう指導もしていかなければいけないというふうに思っております。

また、私自身の責任ということではありますが、今後も一生懸命こういう安全運転意識の高揚を図るということで責任を全うしてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） マニュアルどおりの答弁しか返ってきません。そうだろうとは思っておりますが、こういうことでは意識の高揚ができませんよ。これ免許どんな種類の持っているのです。ゴールドではないですね。いっぱい裏に事故のことが書いてある免許ではないのですか。こんなことは本会議で公表せよとは言えませんし、言いませんが、いずれかの機会に事故を起こした運転者の名前は議会には報告を求めますよ。そうしないとだめです。いいですか。総務部長、あなた責任者なのだから、そのくらいの肝を据えてかからないとよくなれないと思います。どういう心構えか、それをお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

肥田議員のご指摘の点につきましては、私自身十分それは責任は感じておりますし、以後多くの職員に対してこういうことを起こさないようにということは大いに触れ、また対策をいろんな場面で考えていきたいというように思います。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑を終結いたします。

日程第6 議案第152号から議案第184号まで

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、議案第152号から議案第184号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第152号から184号までを一括ご提案申し上げます。

議案第152号 佐渡市個人情報保護条例の制定について。本案は、佐渡市個人情報保護制度審議会の答申を受け、佐渡市個人情報保護条例の全部を改正するものであります。改正の内容につきましては、事務手続に関する規定について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じた手続に改正するとと

もに、事業者が行う個人情報の保護及び罰則に関する規定を設けるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第153号 佐渡市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律との整合を図るため佐渡市情報公開条例の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、事務手続を法律に準じたものに改正するとともに、出資法人及び指定管理者の情報公開についての規定を新たに設けるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第154号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、ケーブルテレビ事業の推進に伴い真野情報センターと羽茂情報センターの業務内容を整理、統合し、ケーブルテレビ加入負担金の額を改正するため本条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第155号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市役所両津支所海府出張所が佐渡市両津消防署海府分遣所に併設されることから、その位置を変更するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第156号 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が10月1日から施行されて療養病床に入院する70歳以上のものの入院時食事療養費が廃止となり、食費及び居住費が原則自己負担となる入院時生活療養費が導入されたことにより表記の条例の一部を改正するものであります。その主な改正点は、重度心身障害者医療費助成の入院時生活療養費のうち食材料費相当分について助成を行うこととなったものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第157号 佐渡市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、障害者自立支援法の制定に伴い、本条例に規定されている助成の範囲について一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第158号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、障害者自立支援法の制定に伴い、本条例に規定されている助成の範囲について一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第159号 佐渡市漁港関係事業分担金徴収条例の制定について。本案は、本市において実施される漁港関係事業として整備した施設により利益を受ける受益者から分担金を徴収し、当該事業の円滑な推進と健全な漁業活動の実現のため暫定運用している条例を廃し、新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第160号 相川町林道事業等分担金徴収条例を廃止する条例の制定について。本案は、相川町林道事業等分担金徴収条例について旧相川町が実施していた林道事業に係る地元負担金を徴収していましたが、その徴収業務も完了しており、廃止をしたいので、廃止条例の制定をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第161号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年4月から野浦小学校を前浜小学校に学校名を改めるために佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第162号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について。本案は、平成18年6月に国会で議決された高齢者の医療の確保に関する法律によって平成20年4月から75歳以上の方等を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることとなり、市町村はこの後期高齢者医療の事務を処理するため都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされました。この広域連合は、制度の施行の準備のため平成18年度の末日までに設けることとされておりますので、関係市町村議会における議決により規約を定め、県知事の許可を受けなければならないことから、本定例会において議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第163号 公有水面埋立てに係る意見について（白瀬地内）。本案は、平成19年度において新潟県が実施する白瀬漁港地域水産物供給基盤整備事業により漁港施設用地を造成するため公有水面埋め立てを行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第164号 公有水面埋立てに係る意見について（戸中地内）。本案は、平成18年度において佐渡市が実施する北夷漁港地域水産物供給基盤整備事業により漁港施設用地を造成するため公有水面埋め立てを行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第165号 市道路線の変更について（4区宮川26号線）。4区宮川26号線が道路改良で整備されたためその道路の終点変更が発生し、市営宮川住宅に結ぶ新たな路線として認定する必要がありますので、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第166号 市道路線の認定について（羽茂川線1号）。この路線は、県道佐渡縦貫線と羽茂川線とを連絡するものであり、市街地開発に必要でありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第167号から議案第170号は関連した議案でありますので、一括してご説明させていただきます。議案第167号 市道路線の変更について（徳和100号線）、議案第168号 市道路線の変更について（徳和102号線）、議案第169号 市道路線の廃止について（徳和106号線）、議案第170号 市道路線の廃止について（徳和107号線）。主要地方道両津真野赤泊線と横山集落を結ぶ主要幹線として道路改良事業で整備されました。これに伴い徳和102号線の起点を変更することにより新たな主要幹線とする必要がありますので、徳和102号線の路線変更とそれに伴う徳和100号線の起点の変更及び徳和106号線、徳和107号線を廃止することについて道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第171号と議案第172号は関連した議案でありますので、一括してご説明させていただきます。議案第171号 市道路線の変更について（三川30号線）、議案第172号 市道路線の認定について（三川61号線）。本案は、中山間地整備事業で整備された道路を新たな路線とするため三川30号線の路線の変更とそれに伴い取りつけた道路として整備された三川61号線を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第173号と議案第174号は関連した議案でありますので、一括してご説明させていただきます。議案第173号 市道路線の変更について（上川茂19号線）、議案第174号 市道路線の廃止について（上川茂21号

線)。上川茂19号線が道路改良で整備されたためにその道路の終点変更が発生し、新たな路線とする必要があるので、上川茂19号線の路線変更とそれに伴い上川茂21号線を廃止することについて道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第175号と議案第176号は関連した議案でありますので、一括してご説明させていただきます。議案第175号 市道路線の変更について（上川茂23号線）、議案第176号 市道路線の廃止について（上川茂24号線）。本案は、上川茂23号線が道路改良で整備されたためその道路の終点変更が発生し、新たな路線とする必要があるので、上川茂23号線の路線変更とそれに伴い上川茂24号線を廃止することについて道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第177号 佐渡市防災行政無線（移動系・デジタル方式）工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市防災行政無線設備（移動系・デジタル方式）工事について平成18年11月21日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第178号 佐渡市ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市ケーブルテレビ施設整備工事について平成18年11月21日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第179号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億8,303万9,000円を追加し、予算総額を476億1,141万7,000円とするものであります。主な内容について申し上げますと、野浦小学校の改修事業のために4,742万円を、また真野小学校の校舎改築事業のために2,700万円をそれぞれ予算計上するものであります。また、図書購入のためにとご寄附いただいた1,000万円を活用いたしまして、図書館の蔵書整備等に500万円と後年度の図書購入のために教育図書購入基金に500万円を積み立てる予算をそれぞれ計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第180号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の歳入歳出予算を3,788万円追加補正し、予算総額を56億4,637万7,000円とするものであります。その主な内容は、歳入では県支出金を1億1,692万4,000円及び一般会計繰入金を343万1,000円それぞれ追加し、国庫支出金を1億1,873万3,000円減額するものです。一方、歳出では総務費を148万8,000円及び地域支援事業費を653万2,000円減額し、保険給付費を4,590万円追加するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第181号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,650万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,291万円とするものです。主な内容としまして、建設改良費の増額に伴うものが1,410万6,000円、維持管理費の増額に伴うものが240万円となっております。これに伴う財源として繰越金を849万円、諸収入を801万6,000円増額するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第182号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳

入歳出予算をそれぞれ2,534万円増額し、予算総額を61億7,013万円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では繰越金を2,534万円増額するものであります。一方、歳出では下水道費の下水道台帳作成委託料及び下水道処理場の修繕費等で2,075万2,000円増額するとともに、漁業集落排水費の修繕料と工事請負費で458万8,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第183号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ194万9,000円を追加し、予算総額を4億5,045万8,000円とするものであります。その主な内容は、歳入では基金繰入金を191万1,000円増額するものであります。一方、歳出では施設費の一般管理費を74万9,000円、介護サービス費を120万円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第184号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、緑資源機構造林事業受託事業収入の増等により固定の予算に歳入歳出それぞれ229万5,000円を増額し、予算総額を891万2,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第152号 佐渡市個人情報保護条例の制定についての質疑を許します。

白杵君。

○5番（白杵克身君） 3点ほどお聞きしたいのですが、まず第5条の出資法人の責務という規定がございまして、市が出資する法人のうち実施機関が定めるものという、こういう規定ですが、具体的な基準についてお伺いいたします。

それから、2点目ですが、第20条、裁量的開示ですが、この中には不開示情報が含まれている場合であっても個人の権利、利益を保護するために特に必要があると認めるときは第三者に対して個人情報を開示することができるということになっておりますが、どのような事例があるのかお聞きいたしたいと思えます。

それから、第3点ですが、第39条、40条に関してお聞きをいたします。39条の罰則の規定では、個人情報ファイルを提供したときには2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するとありまして、ここでは具体的にその提供を個人情報ファイルと具体的に規定しておるわけですが、第40条におきましては自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供と。目的で提供というところとちょっと具体性に欠けるのではないかと思いますのでありまして、これは例えばの話ですが、口頭で漏らしたような場合も対象になるのか、どのような事例を想定しておるのかお聞きいたしたいと思えます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） それでは、お答えをいたします。

まず、第5条の関係であります。具体的には市が2分の1以上出資をしている法人ということでありまして、現在想定されているものにつきましては五つの法人があります。まず、第1点であります。株式会社佐渡自然エネルギー研究所、2番目には真野自然活用村公社、それから3番目にはクリエイトはもち、4番目には両津TMO、5番目には佐渡土地開発公社というものであります。

それから、第20条の裁量的開示というものでありますが、このことにつきましては本来非開示ということですが、非開示とすべき情報であっても開示することの方が非開示とするより優先すると認められる場合ということを考えておまして、具体的な例としてはどういったものがあるかということで、今考えられておるものとしては教育的または指導的な見地から他者に過度の苦痛を与えたことにより懲戒処分を受けた職員の氏名、あるいは管理職が本人に対し恣意的に勤務評定または人事異動した結果、本人の権利、利益を不当に侵害した場合の本人に対する勤務評定の結果または人事構想等であります。

3点目であります。39条、40条の関係であります。個人情報ファイルであります。個人情報ファイルにつきましては他に比べまして漏えいした場合については被害を広範にわたらせ、個人及び社会に与える被害や影響は最も甚大になるということに考えまして、罰則を強化しておるというものであります。40条との関係であります。ここでは情報そのものの提供または登用というものを対象にしております。具体的な例としては、先ほどご指摘ありましたこの提供の中には他人に口頭で伝えるといった場合、それからメモにして渡す、コピーして渡すといった行為が含まれるというふうに解釈しております。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 39条に関連してちょっとお伺いしたいのですが、先39条、40条に関連しますが、通常この罰則規定、刑罰規定を設ける場合、多分地方検察庁あたりと協議というか、あるいは指導を受けておるかと思いますが、そのあたりについてお聞きしたいのと、もう一つは国の法律の中に個人情報の保護に関する法律の罰則、第56条等にあるわけですが、そこでは個人情報の取り扱い事業者という規定、この条例の規定と若干違いますが、受託事業者と似たような形をとらえた場合にそこでの罰則は6カ月以下の懲役または30万以下の罰金という、法律ではそういう規定になっておるわけです。何かほかにこれと違う法律があってこの懲役2年以下または100万円以下の罰金ということが出てきたのか、その辺の事実関係についてお伺いしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） まず、第1点の罰則の関係で地方検察庁との協議はどうかということですが、このことについては協議を済ませております。9月の段階で協議を依頼して、10月には協議がおりておるということになります。

また、法律の関係ですが、このことにつきましては罰則のとらえ方についてであります。ここではそういった他の法律等にらみ合わせながら罰則については最大限とらえ得る限りの範囲の中で罰則を強化をさせていただいておるということでありまして、このことにつきましても地方公務員法の守秘義務違反に対する罰則の量刑を加重した罰則を科すということで、十分その点を加味してこの量刑というものを裁定しております。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 地方自治法で、これは第14条の2項ですか、で2年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すことができるという規定があるのはわかっておるのですが、国の何か別のいわゆるこの個人

保護法に関する以外の法律でそういう定めがあるかどうか。例えば2年以下の懲役もしくは100万円、そういう規定があるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

白杵議員ご指摘のとおりこの関係につきましては自治法の14条第3項の規定に基づきまして最大の量刑ということでありまして、他の法律ということにつきましては特段そこまで今この場の中ではお答えすることはできないわけではありますが、まず自治法の部分で量刑を定めさせていただいたというものであります。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 今具体例を挙げながらの説明がありましたので、私はこのそもそも個人保護法と一般社会生活との折り合いというものは非常に難しいと。あるいは行政運営、これを厳しくやっていると行政運営も難しいような法律であり、条例であるなというふうな気がするのですが、具体的にお尋ねいたしますが、私が言う具体的なものとこの条例の関係が関係なかったら関係ないと言っていたきたいのですが、11条の絡みで例えば私の成人の子供が東京にいて、そして住民票が欲しいのだと。佐渡市に学生で住民票が欲しいというときには、今までであれば親であるから住民票が欲しいとか、印鑑証明が欲しいとかいうのはとれたのですが、そういうものが今までどおりとれるかどうかというのが1点。家族が印鑑証明が欲しいとか、住民票が欲しいとかというものについて代理人として行って家族がとれるかどうかと。それが1点目。

それから、12条に絡んでは例えば私の所得証明が議会において議会のコンピューターでとることができるのかどうか。税務課でしかとれないのかというあたりの、まさに個人情報ですが、いや、どこの支所行っても私の所得証明はとれますよというふうなことになるのかこのこととの関連がどうなるのか、この2点について教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、この個人情報保護の趣旨であります。まずこの法律、そしてこの条例の趣旨につきましては個人情報を適切に取り扱うということがまず基本の理念ということになっております。これまで法律が制定されてから行政あるいは社会の中で過剰な反応ということが懸念をされておることにつきましては既にご承知のことと思います。そういった中にありまして、適切な情報の取り扱いということをもまず基本に考えるということでもあります。したがって、11条等の関係であります。まず個々の具体の取り扱い等につきましてはそれぞれの法律の中でその対応というものが出てくるかと思っております。このあたりの取り扱いについては具体的に承知はしていないわけではありますが、例えばその住民基本台帳の利用についてはその目的、住民の利便を増進するということがあるわけではありますが、そういった家族の同意があるかどうか等につきましては所管の課の方からお答えをいただきたいというふうに思っております。

それから、あわせましてもう一点であります。……これ第何条でしたっけ。済みません。

○38番（猪股文彦君） だから、12条に関連してだ。そこでも私の個人情報とれるのか、それともそういうものは限定されておるのか。庁内というか、行政間で。

○総務部長（齋藤英夫君） まず、本人の同意という部分が出てくるわけではありますが、個々のその取り扱い等につきましては具体的な取り扱い要綱というものについてはまた別途対応させていただきたいというふうに思います。ここで個々の具体のところについては、まず本人の同意が必要というところでご勘弁をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 補足を許します。

粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

先ほど質問の中に個人情報の関係でございますが、住民票、戸籍あるいは所得証明でございますけれども、その件につきましては今までどおりの形でとれますし、ただ先ほど質問の中で一つありました住基の連結禁止の関係で例えば議員の所得証明が議会でとれるかということの意見がございましたが、それはあくまでも税務課でしかとれないということになります。ただ、それは本庁でも支所でもとれるという形でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 非常にわかりやすい。今のように市民がこの条例が成立した場合どう生活が変わるかということが一番心配なんで、そうすると証明書のたぐいは今までどおり。例えば、もう一回確認しますが、子供が佐渡に住民票があるけれども、大学へ行っていたと。そこで、就職等々で住民票が要ったりなんかするものについては親が行って子供の一々証明がなくてもとれるということ、これが1点。

それから、もう一つ、私は逆に心配するのは先ほどの報告事項で事故が多いと。職員を疑うわけではないけれども、職員としてあいつの個人情報は勝手に抜き取れるというシステムにはなっていないという理解でいいのですかと。この点についてとれるのだけれども、それはそこへ行かないと出しませんよということなのか。すべてのパソコンに全市民の個人情報は入っているのだと、いつでも取り出せますよと。それは、職員の規律の問題において取り出さないだけで、取り出すことができるのか、いやいや、こういうものについてはこことこのセクションのパソコンでしか引っ張り出せないようになっているのか、この2点について聞きたい。

○議長（梅澤雅廣君） 小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敏磨君） ご質問にお答えします。

今のご質問では、セクションごとにセキュリティーを持っておりますので、セクション単位で処理をしていただくということになります。

○議長（梅澤雅廣君） 清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

住民票につきましては、それぞれ住民基本台帳法という法律がありますので、それに基づいて交付されることとなります。住民票については、各支所で担当者が本人を確認してどこの支所でも出すことができます。

〔「違うのだ。だから、そのところが問題なのだ。聞いておることと違うで

はないか。ちょっと議長、よく説明してやって」と呼ぶ者あり]

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

清水課長。

○市民課長（清水俊英君） 今までと変わりなく住民票をとれることができます。

○議長（梅澤雅廣君） 松本君。

○1番（松本展国君） 1点ほどお聞きいたします。

第2条の第3項でございますが、ここにある個人情報でございますが、生存する個人の情報と書いてございますが、これ反対解釈しますと、亡くなられた人の情報というのは保護しなくてもいいというように読み取れなくもない。人は亡くなれば身体はなくなりますが、しかしその人が過去において残した情報というのは貴重なものもございます。これは、どうされるわけですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

死者に関する情報につきましては、個人情報には含まれておりません。ただ、保有しておる個人情報の主体がその後死者になったかどうかは必ずしも分別できないことから、死者に関する情報であっても生存する個人に関する情報と同様に適正に管理されなければならないという運用の方針で進めてまいりたいと考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 松本君。

○1番（松本展国君） では、確認させていただきますが、個人の亡くなられた死者の情報というのは何らかの形で保護されていくと解釈してよろしいですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えします。

そのとおりです。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 佐渡市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） これが表題どおり、議案どおり要するに実施されたとすると、これ相川と両津が残っているだけの状況でありましたでしょうか、これ自体の進捗状況と、そしていつごろからこれは実質稼働される予定であるのか、それを教えてください、まず。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

現在議員がおっしゃるとおり未整備地区は両津、相川、金井、畑野という旧地区になっております。これは、18年、19年で工事を完了しますので、20年の4月から佐渡一斉に視聴ができるという格好になります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 少しまたひねくれておるものですから、ちょっとお聞かせいただきたいのですが、これが20年に完成するということになるのと1年ちょっとなわけですが、実際に市長、我々防災はそこら辺全体に要らぬと言った責任もあるものから、ちょっと確認しておきたいのですが、そのときにこのケーブルを使って情報を流したいと。流す必要が生まれたと。ところが、まだ完成の段階に至っていないと。こういうときにはどういう方法でそのケーブルにかわる報道というか、連絡をとるといいますか、それはどういう動きをなされますか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ちょっと今のは防災の方に質問の論点が移っていると思うのですが、いずれにしてもその間は防災関係の情報提示は既存の今までのメディア、つまり広報車とか、今までのものと同じものしか使われないということなのですが、補足は担当の方に任せます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

ケーブルテレビが全島完備するまでの間にもし不測の事態等がある場合を想定してではありますが、既存のメディアといえますか、オフトークなり、有線放送等既存の情報媒体を駆使して情報を伝達してまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） あくまでも機械的な理想からいうとそうなのでしょうけれども、現実はそのケーブルがつながっていないわけですね。そこのところの地域の方々に、市長は防災無線ということを私は別にこだわったのではないのですが、それがこのケーブルテレビができた場合にはそこいら平場は防災無線

要らないと、私らはそう言っているわけですね。ですから、その間の空白期間に予期せぬことができたときにケーブルが本当は補っていかなければならぬものが補えないわけですよ。だから、従来どおりといたってどういうことが従来どおりになるのか。それは、つながっていないわけですから、広報車を即座に出して発車するとか、そういうようなことをやらざるを情報を伝えるにはないと思うのですが、そういったことに対してきちりした言うなら防災を兼ねた、人間のライフラインを守るという意味を兼ねたその役目を果たさなければならぬケーブルテレビが繋がらないというので、その間暫定的にこういう方法で我々執行部は考えております。今まであるようなのを機能的には使ってなんだったって私ら具体性に何にも欠けていてわからない。だから、要するに消防署間の今ある無線が完全ではないけれども、そういうものを使いながら補完して、各支所あたりからまたそういったことでそういう連絡を急遽有線放送を持っておる人には有線放送を入れるとか、あるいはそういったことで、このケーブルがいけないところですよ。そういう対応をちゃんとやりますから心配ご無用だということか、非常に漠然としたものだから再確認したのですが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

現状の状態は万全な形ではないということにつきましては、大澤議員もご認識をされているところだと思います。今ある媒体を使ってということにつきましては、旧来の市町村、従前の市町村が使っていた媒体を最大限駆使していこうということでありまして、今回合併されたわけでありまして、本庁から各支所へ伝達する手段につきましてはそれぞれの地区にある媒体を最大限利用しようということでありまして、大澤議員のおっしゃる形の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ちょっとお尋ねしますが、今この佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するという目的は何なのかということをお聞きしたいです。では、何でそういう聞き方をするかといえば、次の、ページでいうと32ページ関係にあるのですが、業務提供区域の使用料の額というのが表になっていますね。そこで、参考までにこの資料の5ページ等を見てまいりますと、かなり細かい数字が示されておるのがばっさり切られて極めて単純なものになっておるのです。その複雑な数値が何でこういうふうになったのかという、あるいはしなければならぬかということに今回の管理に関する条例の一部改正というのが出たのではないかと思うのですが、ちょっとわかりにくいので、ご説明を願いたい、こういうことです。

○議長（梅澤雅廣君） 小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敏磨君） お答えいたします。

16年に合併してから佐渡には真野情報センターと羽茂情報センターという二つの情報センターを持っておりました。18年の組織改編をもちまして真野情報センターを中心にした情報政策を行ってきております。それで、現条例では真野情報センターと羽茂情報センターとそれぞれ区分した形で業務内容を明示しておきました。これをまず1点、一つとして整理、統合したものでございます。それと、同じく使用料についても各情報センターごとに掲示してございましたが、それを一つに整理させていただいたということでご

ざいます。また、加入負担金につきましては当初加入あるいは随時加入、臨時加入という三つの区分にして負担金をご負担いただくというふうな形になっておりましたけれども、今回の改正におきまして一律2万円の加入負担金、臨時につきましては実費徴収という形に改正させていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） つまりこの資料編で見ているので、資料編。この5ページ、6ページにあるのですが、6ページ、7ページとあるのですが、この複雑な右側の旧表というのは改正して左側の新表に直すと、こういうことだろうと思うのです。そこで、まず財政的にこういう改正をすることによって負担金収入といますか、使用料収入といますか、それがどういうふうな形になるのかということが1点。

それから、20年の4月になると入っていないところ、例えば両津であるとか、そういうところがすべて網羅されるという意味の答弁があったように思うのですが、そのときは区域の変更だけでこの改正金額というものがそのまま生きていくという形になるのかどうか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敏磨君） お答えします。

財政面的な話でございますが、負担金につきましては2万円ということで、これは一時金でございますので、加入希望者がご負担いただければ、たくさん加入していただければありがたいというふうに考えております。

それから、今後の使用料等につきましても現行の制度と。現行の金額で両津、相川、金井、畑野につきましても同じ使用料の形で進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、2万円につきましては今随時加入ということで7万5,000円の負担をいただいておりますが、4,800世帯ほど加入しておりますけれども、そのほとんどが2万円の加入負担金を納めた形で加入している状況でございます。今後につきましてもいつでも時期を異なることなく2万円で随時入っていただけるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 今のところが私も疑問であったわけです。今まで1棟につき7万5,000円という、これは加入金に似たものですよ。そういうものを取っておったのが消えてなくなった。こういうことでこの条例の施行が19年の4月1日から施行されるわけでございますが、私が聞いておるのはこのような変更によって財政もくろみといますか、料金、その他の財政もくろみがどうなっておるのだとおれが聞いたのです。それちょっと答弁が違うと思うのです。わからないのか、それともわかっておるけれども、言わないというのか、その辺のところもうちょっとわかりやすく。私は、例えば加入金7万5,000円みたいのがあったのがもうなくなって2万円と、こうなると、そういう部分ではかなりダウンしているようにこの表からは読み取れる。皆さん方がこういう大幅なわかりやすく言うと料金改定みたいなものですよ。だとすると相当財政試算というものがなされておるのではないかと、それを聞きたいと、こう申し上げた。もう一度お願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えをいたします。

今ほど情報政策課長の方から話をしたわけですが、当初加入は今まで2万円、随時加入が7万5,000円ということでやってきました。これは、当初加入には線が通った時分にたくさん入っていただいたのですが、随時加入はその後入りたいといっても7万5,000円ですから、なかなか入っていただけなかった状況でございます。今までの段階でも随時加入につきましては20件くらいしかありません。そこで、我々は当初加入と同じ2万円に下げたくさんの方々から見ていただくという、そういう趣旨であります。現在先ほどのまだ未整備地区を除きますと77%ぐらいの加入率でございますが、今度はたくさん入っていただいて、この加入率も上げていただいて、それで財政的にはうまくいくのではないかと、そういう考え方ありますので、よろしく申し上げます。

○56番（加賀博昭君） わかっておるなら言えばいいし、わからなければわからぬと、言えばいいのだ。もくろみを言いなさいとおれは聞いているのだ。

○企画財政部長（中川義弘君） 財政的には今までの方々の随時加入はなくなって、今度たくさん入ってくることよっての試算はまだやっておりません。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） この加入金を2万円に一律するという事は非常に安くなっていいことだと思うのですが、今これ上げるとするのは非常にでは前の高いときは一体何だったのだと。例えば非常にひどかったのは、小木のまちでも合併前、16年の3月に合併したのですけれども、15年の12月までに入ったら2万ですよ。それ超えて合併前であっても1月1日になれば7万5,000円になりますよというようなことで勧誘したのです。それは、余りにもおかしいではないかと。せめて合併まで延ばせということで2月いっぱい延ばして、3月1日から7万5,000円になって、それで入った人もいると思うのです。安くしてくれるというのに文句を言うわけではないのですけれども、ではその20人ほどの入った人たちはどうされるのかと。7万5,000円か、例えば羽茂だったら8万とかだったのです。だから、そういう人たちにどうするのかということと、それよりも、私も入りましたけれども、ほとんど悪いけれども、見ません。議会のときに自分のを見るぐらいで、見ないのです。一般の方々からの要望でもこの使用料の1,500円余りにも高過ぎると。2カ月に1回ずつ3,000円か何か集金に来るのですけれども、であれば使用料を安くしていただきたい。それを考えていませんか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

なかなか見ていただけないというご質問でございますが、これは我々番組審議会等ございますので、十分その中で審議をしていただいて、たくさんの方々から見ていただくような番組をつくっていきたいという、そういうつもりでおりますので、よろしく申し上げます。

それから、1,500円の使用料が高いというご質問でございますが、これは佐渡には1社民放がございま

すので、その絡みとの関係で1,500円にしたいと、そういう考え方でおりますので、よろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 聞かせていただきたいのですが、今の説明のように従来随時加入7万5,000円を2万にしました、これはわかりましたが、相川でつい最近、1カ月も前でしょうか、特に難視地区の共聴アンテナのところ、そこで説明会があったと聞いているのです。それは、これで説明しているのです。ですから、先月だってこの方向なんか一定のが出ていればその話でされて、そういう方向だから加入をというような話がされたのかどうか。その人は7万5,000円払わなければなんていう気持ちで今理解をいたしておると、こう思っています。

それから、この加入の2万円でありますけれども、これはこれだけで終わりますか。屋内設備等については、一定の金額かかるのではありません。これは、どうでしょう。どのぐらいかかりますか。ちょっと教えていただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敏磨君） お答えします。

第1点目、難視聴地域の方々の組合の代表者の方にはケーブルテレビ事業についてご説明会をさせていただきました。そのときには現行の制度でご説明をさせていただきました。その次でございますが、難視聴組合の方にもご説明させていただいた中で今後の対応ということで、私たちのこのケーブルテレビ事業がご理解いただけなかったのかなという等ありまして、デジタル放送の関係のご質問が多かったのですが、そういう点でお答えしてきております。お聞きしますと、やはりテレビがどうしたら見れるかというふうな非常に具体的なお話だったと思います。

それから、2点目でございますが、負担金のほかに自己負担がどれだけ要するのかということでございますが、平均して宅内工事に1万5,000円前後が必要であるというふうな説明をさせていただいております。テレビの台数等によってかなりご負担が違うという説明もしております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） やはりその中の議論で2万円を、今の状況なら、しゃばの状況なら高くないと言われるのだからわかりませんが、人によると高齢者の方にはこれは負担が高くて入れないという話ののっけから出ます。ですから、この加入金の問題、それからその後の1,500円の視聴の毎月負担の関係、このあたりはそのあたりの世帯事情を考えながら何か減免するなり何らかの方策もどうですか、今後考えていくような、そういう腹づもりはありませんか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敏磨君） お答えいたします。

その点につきましてもいわゆる経済的弱者といいますか、その部分も皆さんの方からお話をいただいております。今後の検討課題として私ら認識しておりますが、よろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 2点についてお伺いします。

先ほど中川部長は4月1日から全面放送だと言ったのですが、後で聞こうと思ったのですが、この後の請負工事は12月で終わることになっている。そうすると、その4カ月間はこんなもの線引けばすぐできるのではないかと、場合によれば途中から、このヘッドエンドとか、放送受信点とか、そういうのはよくわからないけれども、できたところから放送できるのではないかと考えているのですが、矛盾しているのではないかとおもうのですが、後で聞いてもいいのですが、この際聞いておきます。それが1点。

32ページの先ほど同僚議員からもこの金額についていろいろお話ありましたが、この羽茂地区に限るとするのはこれ一島一市になったのですから、有線放送電話があるのはあっていいと思うのですが、これは財産区と同じようにいつまでも行政が抱えていかなければならぬものなのかどうか。1地区であれば集団で運営するものであるのが当然だと思うのですが、その2点についてお尋ねします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敬麿君） お答えします。

第1点目でございますが、今回の工事発注につきましては幹線路の工事でございます。希望者といえますか、加入者につきましては分配機から今度個人のうちまでの配線をするのは別途工事発注をします。そうしますと、幹線が完成し始めるのが、5ブロックに分かれておりますので、8月くらいには早いところで幹線が完成します。そこから随時各家庭への対象者世帯へ同軸ケーブルを引いていくという時期になりますので、早いところでは9月ごろから各家庭で見られるところが出てくるというふうなことでございます。事業そのものは20年の4月から全体の事業は開始していくというふうな形になるかと思っております。

もう一点でございますが……

○38番（猪股文彦君） 有線電話。

○情報政策課長（小橋敬麿君） 羽茂の有線電話でございますが、これは新穂とか赤泊、相川にあります有線電話と違しまして、ケーブルテレビの中での線の中で有線電話施設をつくっているものでございまして、分離して考えるわけにはいかないわけなのですが、ただ羽茂はテレビのほかケーブルテレビを使った有線電話というものを先に整備したというのが名残でございますので、それが現在残っているという状況でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 制度的に私は聞いておるのです。これがだから羽茂地区だけそれが残っていてもいいけれども、この運営から、金額から、そういうものの管理は1地区なのだから1地区の代表で、例えば土地改良区とか、そういうふうな形でやれるのではないかと、制度的にやれるのではないかと、いうことを聞いているので、その経過はわかりました。経過はわかったけれども、いつまでもこれ永久末代佐渡市が一羽茂地区のためにこの制度を引っ張っていかなければならぬというもおかしな制度になってくると思うので、当然のことながら例えばこの土地改良区あるいは財産区とかというふうなことで、もうその地区の財産ならその地区の代表者を決めてその地区で運営するのが当然だと思うのです。

が、そういう制度には制度的にはならないものなのかどうなのか、できないものなのかどうなのか、その1点を聞いているのです。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敬鷹君） お答えいたします。

佐渡市の中に情報伝達手段がオフトークが3カ所、それから羽茂のようにケーブルテレビ有線が1カ所、それから農協さんが経営主体しております有線放送というのがございます。それらの情報手段を、やはり佐渡市が所有している情報伝達手段を今後一つの手段として統一していかなくてはならないというふうなことは認識しておりますので、現在のところは各旧市町村単位で行っている情報手段がそれぞれ残っているという状況でございますので、今後はそのあたりも今度検討していきたいというふうに考えております。制度そのものができるかどうかというのも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 私がお尋ねしているのはそうではなくて、制度的にこれは分離することができますか、できませんかと。制度としていつまでも佐渡市がこれを引っ張っていかねばならぬものなのかということをお聞きしておるのです。制度という法的にこの部分を佐渡市としては永久末代引っ張っていかねばならぬのかどうなのか。私は、制度としてこれは外すことができると思うのです。ただ、今までの経緯の中で当面の間このことを引っ張っていくのだというふうに私は理解しているのですが、私の理解が間違いなのかどうなのか。制度的にできるものならば早急にこのことに手をつけて市民が公平になるように、この地区についてはこの地区にお任せするというのが当然のことだと思うのですが、法的にそれができないものなのかどうなのかということをお聞きしておるのです。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

これは、羽茂地区だけのことでございますので、今ほど議員が言われておるように制度上、法的上どんなふうになるのか、このあと少し検討させてほしいというつもりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

議案第156号 佐渡市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

議案第157号 佐渡市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

議案第158号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第158号についての質疑を終結いたします。

議案第159号 佐渡市漁港関係事業分担金徴収条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） この漁港関係の事業分担金徴収条例でございますが、今までもこの分担金条例というのは、分担金徴収条例の制定でございますから、だから私はこんなものはどうの昔からあったものだろうと思っていたのですが、今これを制定するという理由は何ですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井水産課長。

○水産課長（藤井伸夫君） お答えいたします。

今現在分担金条例のあるところは旧両津市、それから旧相川町ということで、今回全市にわたって条例を制定するというところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） それでは、私が両津の議員であったということから、こんなものは前からあったのだろうというふうに認識しておった。ところが、ないところがあるということですが、それではお聞きしますが、あるところはどこどこで、ないところがどこどこで、それで結局それではないところは一体どういう形で取っておったのか、全く取っていなかったのか、その辺の経過関係について、今までの経過についてご説明を願いたい。全く知らなかったというのは不見識の限りですが、しかし重要なことでございますので、お尋ねしておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井水産課長。

○水産課長（藤井伸夫君） お答えいたします。

先ほどご答弁したように徴収条例のある旧市町村は両津と相川町ということで、ほかの町村については取っておりません。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 私は、取らない方がいいと思うのです。そしたら両津地区と相川地区が反省をして、

両津と相川には不当な徴収金、負担金をかけておった。佐渡市になったのだから、その佐渡市になったメリットを生かしてそうするというにしたらどうだという言い方が市民の間にあると思うのです、なかったところは。そうすると、財政的にかなり、両津と相川は港多いわけですから、そこは取っておったのだと。小さいところが一島一市の合併で負担金がかかるような話になるのですが、大体その漁港整備と、それからその負担金との関係でいうと、この条例改正で、つまり分担金がふえるわけですよ。それは、どういう姿になる、どれだけふえるというふうに考えておるのか、その辺についてちょっとお尋ねしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井水産課長。

○水産課長（藤井伸夫君） お答えいたします。

漁港事業につきましては、防波堤のような工事の外郭事業と、それから中に、漁港内に入りまして船をとめる係留事業、それからその背後の土地の造成とか、それから道路をつくる機能事業と、この三つがありまして、今現在予定しておりますのは係留と機能について徴収をしたいと。これ何で徴収をするかという理由は、もう計画の段階から漁船の数等で計画に参入されておるということで、使用者が限定されるということで徴収する予定です。そして、収入につきましては来年度、19年度の予定は分担金でいきますと今のところ34万ぐらいの分担金ということで、今後そういうことでその事業の内容に応じて分担金は多くなっていくと思いますけれども、来年はその程度だということです。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 加賀質問に関連してですが、藤井さんちょっと歯切れが悪いと思うのだ。今までは、10カ町村のときには両津と相川が対象として徴収金取ってきておったと。ところが、今度加賀さん流でいうと合併したらそこらの小さいのもみんな含めて応分の負担というか、あなたが言った船の頭数によって割るのかどうかわかりませんが、そういう格好で徴収するのだと、こういうことなのですが、そもそもスタートの段階でこの港湾施設そのものが国の指導によって建設省になるのか、農林省になるのか、その所管の色分けは別にして、そういった何百隻以上船を持っておるというものについてはもちろん施設そのものを大きく、それなりのものをつくらなければならぬので、国のそういう事業の一環として最初から徴収を取りなさいと、取らなければ事業を認めませんよ、事業としてのみませんよというようなご指導があったのではなからうか。今あなたが言う方法でやると、あなた方市の段階でこれは勝手に決めて取れるのだと。そこまで分権移譲されてきておって、そういう認識でお話しされておるのか、それが私には、素人にはわからぬ。だから、そこのところをもっとはっきり市の段階で佐渡市の港湾施設はいわゆる持ち船の頭割りによって均等に徴収料を請求して取るのだと、こういうようなことになるのかどうか、市にそういうイニシアチブがあるのかどうか、そういうことももっと明快にして説明してください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井水産課長。

○水産課長（藤井伸夫君） お答えいたします。

この前文にもあるように地方自治法224条に当該事件によって特に利益を受けるものから分担金については徴収できるということで、先ほど説明したように使用する人が限定されるということで、分担金を市

の責任において徴収できるというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） この条例の解釈によりますと、いわゆる県が行う漁業関係事業、これに対して市及び県が行うあれに対してということですから、当然県からそういったご指導と金の徴収の仕方についてのご指導とか、その県条例に基づいてそういうものがあなた方のところへおりてきているのでしょうか。それを基準に市もそれに合わせた条例を組まないとむやみやたらに取れないという、そういうことからこれを、条例をつくらなければならぬと、そういうことなのではないのですか。違いますか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井水産課長。

○水産課長（藤井伸夫君） お答えいたします。

県営事業の漁港事業につきましても市に対して分担金の請求がございます。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結いたします。

会議の途中であります、ここで昼食休憩といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第160号 相川町林道事業等分担金徴収条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結いたします。

議案第161号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第161号についての質疑を終結いたします。

議案第162号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第162号についての質疑を終結いたします。

議案第163号 公有水面埋立てに係る意見について（白瀬地内）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第163号についての質疑を終結いたします。

議案第164号 公有水面埋立てに係る意見について（戸中地内）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第164号についての質疑を終結いたします。

議案第165号 市道路線の変更について（4区宮川26号線）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第165号についての質疑を終結いたします。

議案第166号 市道路線の認定について（羽茂川線1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第166号についての質疑を終結いたします。

議案第167号 市道路線の変更について（徳和100号線）、議案第168号 市道路線の変更について（徳和102号線）、議案第169号 市道路線の廃止について（徳和106号線）、議案第170号 市道路線の廃止について（徳和107号線）、以上4議案については関連がありますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第167号、議案第168号、議案第169号及び議案第170号についての質疑を終結いたします。

議案第171号 市道路線の変更について（三川30号線）及び議案第172号 市道路線の認定について（三川61号線）の2議案については関連がありますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第171号及び議案第172号についての質疑を終結いたします。

議案第173号 市道路線の変更について（上川茂19号線）及び議案第174号 市道路線の廃止について（上川茂21号線）の2議案については関連がありますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第173号及び議案第174号についての質疑を終結いたします。

議案第175号 市道路線の変更について（上川茂23号線）及び議案第176号 市道路線の廃止について（上川茂24号線）の2議案については関連がありますので、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第175号及び議案第176号についての質疑を終結いたします。

議案第177号 佐渡市防災行政無線設備（移動系・デジタル方式）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 防災無線の入札について聞きますが、7社で入札をしたということになっておるが、2社が辞退をしておる。どういう形で募集をして、どういう形でこの人たちは辞退をしたのか。辞退調査をしていないという言いわけは通らないよ。申し込みは自分たちでやったのだと思うのだ、これ競争入札でやって。だから、その結果として入札に入る前にもう既に辞退をしたということは、これは非常に問題がある。当然理由調査をしておると思うが、そのことをひとつ述べていただきたい。

それから、これは実質的には約70%ぐらいで落札して非常に競争入札になっておると言いたいところだが、1番札で落札をしたもの、これは3億1,000万、次に2番のところは3億2,000万、次が3億5,000万、ここで出しておるのは、あなた方の出しておる予定価格は4億3,600万、大きな開きがある。どうしてこういう算出根拠があるのか。よその調査をやったのかということ。あなた方これ設計委託業者を社団法人日本農村情報システム協会というところへやってこの試算勘定を出したのだと思うのだ。そして、4億3,600万ぐらいかかるだろうといったものが3億1,000万で落札して非常に立派な話だけれども、2番札に続くもの、3番札に続くものはみんなその程度のところへいっておる。1億もの差があると。これは、競争原理が働いたから1億もの大きな差が開いたということなら非常に望ましいことであるが、この最初の算出根拠に問題があったのではないか。こうであるとすれば業者がその数字を出してきたら、あなた方はよそと比較をしてみる。先に先行でやっておるところの自治体がどういう入札で、どういうやり方をやっていて、どの程度で落としておるのか、それによって線引きのラインをあなた方は変えなければいけなかったはずではないか。この大きな差し引きが出ておるが、これは一体どうしてそういうことになっておるのか。よその調査を一体やったのかやらないのか。

その次には、当然保証期間というものがこれに絡んでくるのだから、保証期間が一体どうなっておるのか。入札は安くしたが、その後のメンテでがっちり取ってやると、これが業者の得意な常套手段でもあるのだが、この辺の後ろのメンテ、この費用についての長期契約はどのようになっておるのか、こういうものをお伺いをする。答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君） では、お答えいたします。

まず、前段の部分でございますが、辞退の理由ですが、下段の2社につきましては一般競争入札参加資格の確認申請はありましたが、入札当日都合により辞退ということで届けが出ておりますので、そういうことをご承知お願いしたいと思います。

後段の部分につきましては、担当課の方で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 補足答弁を許します。

榎防災管財課長。

○防災管財課長（榎 惠博君） お答えをいたします。

設計の内容については専門性があるものですから、私どもでは見直しはしておりません。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 一銭でも安くしようなんて、全然競争入札のあれをしようなんていう姿勢がないではないか、全然。辞退理由聞かなければいけない、あなた方は。競争会社が多いほどやっぱり入札は安くなっていくというのが当たり前だ、談合はしにくくなるし。申し込みをしたくせに何でやめるのですかということ聞かなければいけない。申し込みはしてみたけれども、さっさと当日になってやめたと、そんな理由になるわけないでしょう。こんなことをしておったら不見識だということをちゃんと言わなければいけないよ、そうでなければ。それともなに、話し合いをしたら、とてもではないが、そんな金額ではおれは入れられないからやめたというのか。そうではないでしょう。申し込みをして私もその入札に参加させていただきますと来たものがさっさとそこでやめるといふ、どういうことなの、それは。聞く必要があるに決まっておるでしょう、あなた方は。どうしたら入札がちょっとでも安くなるかということに心を配ってやるのがあなた方の仕事だよ。公の金だと思っているから、これはどっちでもどうでもいいと思っているのではないのか。

それから、防災課長、今度は。これだめですよ、あなた方。設計根拠を調べなければ、こんなもの。頼んだところが出してきたのだから、その金額でいくなんていうことは。先行でよく自治体が同じようなものやっておる。そのときは、彼らが示した入札価格より幾ら落札価格が低かったのか。そうすると、そんな価格ではないのだなと、この辺がラインだなということはおのずとあなた方わからなければだめだよ、そんなの。めくら判ただ押したような形でこうやって入札して、これでよかった、よかったとは言えない。私は、一番問題があるのはこの1番札、2番札、みんなその程度のものでやれるということなのだ。この人は、もう出した人は4億3,600万だと言っておるのだよ。しかし、入札してみると全然違う。3億1,000万、3億2,000万、こんなものでできるのだと、こう言っておるということなのだよ。もう少し入札のあり方に競争原理を働かせてちょっとでも安く受け取らせるという姿勢にならなければだめだ、親方日の丸みたいな気持ちでおったのでは。このことを厳しく言っておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内議員、答弁求めますか。

○50番（竹内道廣君） 答弁できたらぜひしていただきたいけれども、できないと思うのだ、これ言われていることは。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

榎防災管財課長。

○防災管財課長（榎 惠博君） お答えをいたします。

この落札工事そのものは、ある程度全国的な傾向というのは聞いております。全国的な傾向で競争が働くことでこういう落札が結構低い落札で全国的には行われていると聞いております。以上でございます。

それから……

○50番（竹内道廣君） 答弁漏れしておるから、ついでに答えて。これの保証期間はどうなっていくのか。その後の今度大事なことはさっき言ったぞ。維持管理費、維持管理契約、これが本体の入札で安く落としても維持管理でがっちり取ってやろうなんていう心がけを持っておったのでは何にもならないのだから、この辺の取り組みを聞いておるのだが、これは。

○防災管財課長（榎 惠博君） 1年間は、その向こうの責任において、とった業者の責任において……

○50番（竹内道廣君） 1年間。

○防災管財課長（榎 惠博君） はい。はありますが、その後メンテナンスが出てくるということであります。それで、まだ契約をしてからこのメンテについては内容について検討して、どこまでそれをするかという内容によって決まってくるということであります。

それから、来年からかかる経費といたしますと、光熱費、それから電波利用料等がかかってきます。これは、新しいつかった部分でいきますと約50万ぐらいはかかるということでございます。来年は、それだけでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） これだけけれども入札の段階で保証期間を長く持たせると、これも入札の一環の中に入っておるのだぞと、費用の中に。こういう考え方にひとつ立たなければならぬし、当然メンテ契約も落札して終わったらやりますよでは、これはまずいですよ。当然一括して落札業者においてはメンテの期間が何年間というものを持たせて当然制限させていく。それから、維持管理費のこの契約も長期スパンでやっていくというような形をとらないと安くない。両津のごみ焼却場のことでずっと批判をされておるが、当時では38億だったものを18億で落として20億ももうけた、もうけたと言っておるが、今や議会へ来るとメンテでがんがんおまえら取られておるのではないかとずっと私ら怒られておる。こんなことになれば何にもならぬということ。ひっくるめてぜひ考えて出すような形をとるようにしてください。

○議長（梅澤雅廣君） 祝優雄君。

○48番（祝 優雄君） 今の関連でお尋ねをいたします。

それで、今この入札には最低制限価格がまずあるのかどうなのか。それから、この関係で辞退をされた方がおりますが、この関連ではこの後こういう入札行為があるのかどうか。同じような形態の工事の中の入札があるのかどうか、この2点聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君） お答えいたします。

最低制限価格は設定してございません。

それから、辞退した業者について以後の入札ではその辞退を理由に入札に参加させないということはしております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 祝優雄君。

○48番（祝 優雄君） そうすると、この関係では入札行為がないということになりますか。この関係の事業は、この後ほかにまた入札の行為が出てきますか。どうですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

榎防災管財課長。

○防災管財課長（榎 惠博君） お答えをいたします。

今のところありません。

○議長（梅澤雅廣君） 祝優雄君。

○48番（祝 優雄君） そうすると、防災無線はこの関係ですべて入札終わっておるわけですか。ほかには追加で出ることがありませんか。私が聞いておるのは、そういうことなのだよ。そのときに、もう3回目ですから、そのときにこの辞退をされた方は入札参加をさせるのかどうか。これは、当然させないでしょうけれども、そこの確認をしたいのです。

それから、なぜ制限価格を設けなかったのか。この後のケーブルテレビのやつも同じですけども、どうして制限価格を設けないのか。制限価格を設けるといって業者には緊張感も入札行為の金額も変わってくるはずですよ。なぜそれを設けないのか、それを聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

榎防災管財課長。

○防災管財課長（榎 惠博君） お答えをいたします。

今回は、移動系無線ということでさせていただきました。この後、同報系はまだ検討の余地があるだろうということで今回は見送りましたが、この後いろいろと有線とか、いろいろな部分でいろんな技術が出てきます。それらを含めながらその中で同報系が場所によっては要ということであれば、当然またその面で入札はあるという可能性はあると思います。

○48番（祝 優雄君） そのときは、この辞退された方は入れないことが原則になっておるの。全然そんなこと関係ないの。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君） お答えいたします。

最低制限価格でございますが、通常は契約内容の適正な履行の確保という観点から制限価格を設定してございますが、今回の入札につきましては参加資格として一定の条件をつけ、履行の確保が望めるため制限価格の設定はしてございません。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） それでは、課長、答弁漏れを答弁してください。

○工事管理課長（安藤理策君） 以後の入札でございますが、特に辞退によってペナルティーを科するという条件はつけてございませんが、次の入札の案件があったときにそれは検討すべき問題だと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 中川君。

○20番（中川隆一君） 済みません。ちょっと関連で教えてください。

資料集の方なのですが、8番の設計委託業者、先ほど竹内議員の方からもありましたけれども、社団法人日本農村情報システム協会ということなのですが、この設計委託の業者の選定方法と、あと契約の金額をお教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

設計委託業者につきましては、今ほどお話があった日本農村情報システム協会ですが、これにつきましては平成17年度の設計委託でお願いをしております、随意契約であります。委託料としては2,100万ということでお願いしております。

○議長（梅澤雅廣君） 中川隆一君。

○20番（中川隆一君） 済みません。今2,100万とのことなのですが、随意契約は設計は50万までと聞いておるのですが、その点についてお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁間違いのようであります。訂正させます。

総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） 大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

平成17年度に指名競争入札ということで何社か指名をいたした中での落札の結果2,100万ということであります。申しわけありませんでした。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第177号についての質疑を終結いたします。

議案第178号 佐渡市ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） ここもまた同じことをやっておるのだ。これがどこが競争入札なのだ。これどうなっておるかという、たった3社だよ、参加したのは、3社。1社、東日本システム建設株式会社というところ、あなた方が予定価格を示しておりながら、16億6,000万ですよと言って、上限がこれだと言っているのに、ふてぶてしく17億2,000万。初めからやる気なんかないのではないか、これは。こういうやり方をやって残ったのが2社だよ。こんなやり方あるの、あなた方本当に。競争させようと本当に思っているの、ちょっとでも安くしようと。17億、16億もある工事なのだよ。2社でやったのではないか。これ何だよ一体。これがどこに競争入札なのだかと。日本電気がとるということは東芝が入っておってもおかしくないし、日立が入っておってもおかしくない、大手が入っておっても。何でこんなやり方で、実質2社でやるの、こんなこと。本来だったらやめるべきですよ、1回。そして、こまがそろうまで待つべきですよ。ただ日が来たからってただ2社でも何でもやるものか、こんなこと。だれのお金をあなた方いつも使っているのだ。しっかりしなければだめですよ、こんなでたらめなことをやっておって。普通だったら入札は延期ですよ、こんなもの。どうしてこういうことになるのだって。これを何の疑問も感じないでしゃあしゃあとやるあなた方の姿勢なのだよ。公金に対する認識なのだ、私が言いたいことは。どうしてこういうことになる、こういうことに。疑問点私言っておるのだよ、ちゃんと。競争になっていない。日本電気が入って落札するならば大手が入って当たり前だと。業者幾らでもおる。仕事は、16億もある工事だよ。これをそれも3社でやって、あげくには何だったら初めから16億6,000万が上限ですよと言っておるのに17億2,000万入れてしゃあしゃあと入れておるような、こんなやり方どこにありますか。まともな入札行われたと思っているの、皆さん認識は。どう答弁するの。私思うのだよ。本来であれば中止すべきだ、こんなもの。1回中止をして、ある程度の一定の人数がそろうまでそしてきちんとやる。変なことを勘ぐる

のだよ、こんなことをやっている、こんなこと。話し合いでもうできておるところへ行っただけじゃないから、さっさと入らないと。こういう勘ぐりを受けるのですよ。何でこんなことをしゃあしゃあとやっているの。答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君） お答えいたします。

東日本システム建設の17億の件でございますが、入札に際しまして明細書を提出させております。その中では、消費税を抜きますと16億4,000万という形になっておりました。東日本システムが消費税込みの間違いの記載をして入札をしたのだというふうに理解しております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） そういうのを言い逃れというのだ、言い逃れと。成り立つわけがないでしょう。数字入れた数字はそのまま入札価格でしょう。後で間違いました、私入れたの消費税込みだったのだから、そうではないのだと言ったって通らないでしょう、これ。そこへ上乗せして消費税取るのでしょうか。そんなの言い逃れというのです、そんなの。ばかなこと言っておってはだめですよ。入れた価格は入れた価格なのだ。私の入れてしまったのは、落札したのは17億であったけれども、実は違うのだと。私消費税入れておいたのだから、そんな通らないでしょう。そんなわけのわからぬ話ししたってだめですよ、そんなの。競争原理なんか何にも働いていないと私言っておるのです、こんなもの。

私ここに今度はここへ来ると本当に不思議なことを感じるのだよ。前のは社団法人日本農村情報システム協会という東京のものに頼んでいながら、今度今のこれ見ると株式会社佐渡テレビジョンに頼んだ。そして、この価格を出しておる。そして、入ったものが3社。そして、あげくの3社のうちの1社がこういうことを言って、今つじつまが合っているような話をしているけれども、とんでもない。くぐり抜けておるのだ、こんなものは初めから。あなた方が示した価格は16億6,000万だよ。こういうことをやって、そして今度はこの入札をやって変に感じないのか、だけれども。競争させるというのは、より多くの業者を入れることによって競争原理が働くのだよ。こういうことをやってしゃあしゃあと何にも感じないの、あなた。入札をやったあなただ。あなた。私ならば1回入札ストップで延期かけると。これでは議会の批判を浴びるだろうと、恐らくこんなやり方では。3社しか入らないというようなことでは。そして、あれするというのが私妥当だと思って私言っておるのだよ。こういうことについてどう思うの、一体。あり方の問題、この入札の。

聞いておることは何聞いておるかって、期日まで3件あったり2人あったりしてもやらなければいけないのだから、やるのだとやってやるのか、それとも一定の人数がそろわないとこれは競争にならないからって延ばすのかと聞いておるのだ。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君） お答えいたします。

入札公告の段階で入札参加者が1社となった場合には入札を中止しますということで公告しております。

す。3社ありましたので、入札は執行いたしました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 何回言われても何の反省もなされていないのだよ、あなた方。こんな大金の公金を使うのにこんなやり方でいいかということに対して何にも答えていないのだ。広く何で募集しないの、広くもっと。私このことを言っておるのだよ。広く募集して……、日本電気とっておるのだよ、日本電気が。東芝が入っておったって当たり前だろう。日立が入っておったって当たり前だろう。もっとどうして広く呼びかけをしないのかと聞いておるのだよ、こんなこと。何の反省もなされていないのだよ。もう一回答弁求める。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 2時02分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君） お答えをいたします。

この入札につきましては、一般競争入札ということですが、一部条件つきということで新潟県内に営業所のある業者という募集で募集しました。結果的には3社となりましたが、先ほど言いましたように1社以上あれば入札を実施するというので公募しておりますので、実施いたしましたところでございます。以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） それでは、議案第178号の資料というの81ページにあります。ちょっとこれを見て下さい。私は、ゆうべこれをめぐりながら背筋に寒い感じが本当にいたしたのですが、まずこれは最高責任者の市長からお伺いをして徐々に下へおりていきたいと思いますが、市長、事業契約金額は先ほどから何度も出ていますが、16億6,950万。あなたが幾つかこの3年間でやってきた事業の中でも大きい方ですね。そして、私はどなたを応札させたとか、あるいはけしからぬとかというようなことはもう語る必要がないぐらい、市長が度胸がよかったというのかどうか分かりませんが、これはあなたの弟さんの会社が設計委託業者になっておるのですよ。石原慎太郎は、自分のせがれを会議に連れていったと。旅費はとんでもないといって今東京都内でも全国紙でもわあわあ言っていますが、いいですか、すべてこういう事業は設計委託業者が大概業者の選定から、あるいは完成までいろんな意味で目くばせ気くばせをする。だからこそ設計委託管理業者という名前をもらっておるのですよ。余りにも市長、これ近過ぎるのではないですか、あなたと。カラスは鳴かぬことがあっても新聞に都道府県知事の不正問題が出ないことはないときのう、おとといだったかたけしの何とかというのでやっておりましたが、これあなたの実の弟さんですよね。きょう私うちへ帰って今昼飯のときに見ていたら、いよいよ宮崎県知事はきょうじゅうに逮捕されると、こういうことですよ。福島県の知事は逮捕されました。岐阜の市のある市長が逮捕されました。

みんな言うことは、天地神明に誓って私は不正をしておりませんと、こう言っている。ところが、あおつて出てくることは天の声だと、こう言う。これしかし天の声、あなたが意図的に弟さんに情報を流さぬということ、あなたを私は信用しておるから、そういう思いはしたくないのですけれども、これをあなたに、おい、弟が何か相談したらよきに計らえよと、頼むぜと、それだけでも職員なんかはもうびろびろして動くのですよ。だから、私は第1回目の16年の一般質問のときに「財界にいがた」にこれだけ書いてあるが、あなたはマルゴグループの株主を45%とか9%持っておるのだから開き直った。それこそ、まさにあれからずっと私は常識を疑ってきた。どんな人間でもそういったことをやっぱり疑われぬようにするために私は市長にも、市長、これ奥さんにでも弟さんにでもいつかあなたはマルゴグループの筆頭株主の権利を預けたらどうだと、こういう話を申し上げたら、いや、譲渡税が二千何百万だか幾らかかかるのとあなたは言った。まあ、どっちでもいいや、いずれほころびが出たときには、もうこれ見たかのことで追及すればいいのだと思って私はそれでおりましたけれども、まさにあの「財界にいがた」が書いておることを地で行くような状況ではないですか、これ。総務部長だという齋藤さん、企画の中川、助役2人つけて、あなた方はこんなことで市長にこんなことをさせて平気なのですか、これ。殿がご乱心なら、あなた方忠臣がとめるのが当たり前でしょう、これ。そうではないですか。あなた方これ本当にどう思うのか。私何でこんなふてぶてしい設計委託業者、代表取締役高野宏二郎、こうやって出てきておるのか。知らない人にこう言えば、ああ、やっぱりそうか。市長とこれはどぶいちなものだから、こういうことでどう弁解したって終わりますよ。そこへ今度は担当の課長たちがしどろもどろにどういう誓約のもとに、どういうルールのもとにこの入札をやったって竹内さんに突き上げられたって何にも答えないのではないですか。3社でもやらなければならぬという規則であるなら、そのとおりに言えばいい。そしたら、また違った意見で竹内さんはつつくだろう。

それから、今言うようにこれを見て常識的にこの人は市長の兄弟ではないと皆さんは私が名前を挙げた人たちは思っておるのですか。これは、一人一人聞きますよ。総務部長から、あるいは大竹助役から、それからヒラマツ助役から、親松助役から、ごめんなさい。平にしてしまって申しわけない。中川企画課長から、それから……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君） 部長から、担当それこそ課長、これは今私が言ったまづこれから設計委託業者をこういう人を選んだということについて何ら石原慎太郎みたいに開き直れますか。違反していなければおれの身内でも、おれのかかあでもいいではないかとやってみ。さあ、だれから答えるのだから、議長、お願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

中川部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

今の質問の中には天の声だとか、殿の……という話があったのですが、そういうことはございません。この設計委託に株式会社佐渡テレビジョンがとったというのは、18年の5月30日に指名入札を10社でやった結果、この佐渡テレビジョンへいったということでございますので、その辺ご理解をお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） それでは、部長の答弁だけでは私はこれ理解できませんから、最高責任者の市長に答えていただきますが、これいいですか、中川部長は18年にそういうことをやった。「財界にいがた」は、イントラネットから始まってこのコンサルタントがくせ者なのだと。これがすべて業者選択にもどこにもみんなつながるのだと。これすべてNECが絡んで出てきておるのではないですか。あの18年のときに選んだ何社かの数は私は今忘れましたが、それはみんなそれぞれその系列ではないですか。そして、しかも一番やってならぬ禁じ手ですよ。佐渡テレビの社長が後で管理委託を受けたというのなら、これは別ですよ。設計監理ですよ、これ。そして、これ日本電気にこんなもの落とすわけがありませんよ。証拠がないのだ。部長もそう言わざるを得ないのだ。証拠残すなんて、そんなばかなこと、天の声も、あるいは曇ったガラスも何にもないと言わなければ、それはありますと言ったらすぐ警察が来ますよ、飛んで。今までずっと私はこういうことについては特別いいやと思って触れないできた。ところが、今度は堂々とうち出てきておる。これどこで歯どめがきくのかということをお私一番疑問持ったのです。竹内さんが言ったとお入札価格が非常に差があると言ったら、いや、実は消費税を入れなくて応募したものだから、そういう大きな金額、1億違いの金額になったのだと、こういうことを抜けしゃく言っておる。入札の説明会のときにそんなことはもうとうに言っておるはずだ。だったらこの人たちに16億6,900万に消費税を加算したものも括弧して出してくるのが当たり前ですよ。私ら佐和田町はずっとそうやってきましたよ。ところが、佐渡市になったら、大きくなったらすべてそういう大事なことが省略されて後退してしまった。だから、長々言いたいだけけれども、3問しか質問できないからあと1問とっておきますが、市長はこういったことに良心も何もとがめないのかと。それでいいのですかということについてまず言ってください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

この件については、私は本当にそういう意味で3社しか来なかったというのは非常に残念であります。天地神明に誓ってそういうことはありませんけれども、ケーブルテレビというのは一定の安心感というのにも必要であるとは思いますが、もう少し幅が広い選択肢があってもよかったのではないかと。もう少し競争があってもよかったのではないかとこのふうには思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 入札の中に、設計業者の中に佐渡テレビが入っていたというその過程が明快でないと非常にまずいのではないかとということで部長にお願いしたわけで、その資料を私は今持ち合わせていないので、ちょっと私見せてもらってからもう一度お答えします。

○議長（梅澤雅廣君） 中川部長。

○企画財政部長（中川義弘君） ご説明いたします。

先ほども説明したのですが、5月の30日に指名競争入札を10社でやっております。たまたまその中に市長の弟さんがおられるという、佐渡テレビがとったというだけのことで、何ら意図的なことはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） それは、あなたの立場ではそう言わざるを得ない。なぜその10社のところにはこの市長に結縁の結縁がある人を業者として入れたのだ。そこからすべておかしいので、設計監理というものは、あなたも佐和田町で土木、建築みんなやってきた男だ。これだけの建物をやってきたあなたは、名課長だと言われるぐらいやったわけだ。そのときにこういう疑わしいものをあなた方は入れましたかというの、おれ言うのは。入れないでしょう。それは、資格があるでしょう。人間も立派ですよ。宏二郎さんという人はいやほど知っておる。だけれども、疑わしいものをあえて出して議会の神経を逆なでするようなことをなぜしなければならぬのだと。これ設計監理者がみんな決めるのですよ。この施工業者なんて、この日本電気なんていうのは設計監理者の言いなりなのですよ。そうすると、いずれこれ、私の憶測だから間違ったらごめんなさいで、これは議員の都合のいいところなので。いいですか。これメンテナンスは、最後には佐渡テレビへいくと私は思っているのですよ。日本電気が来て一々こんなものメンテナンスやりませんよ、佐渡じゅうの。そういうところへ全部つないでいくという、そういう裏の構造が私らだって30年もやっておればわかるのだ。だから、私は高野さんにあなた個人的には非常に立派だし、優秀な男だと。だけれども、ひとつ議会に対する配慮、島民に対する配慮、こんなことやって島民が疑問持つだろうな、おれも痛くない腹を探られるようなことないだろうな、そういう判断をするのがまともな人の判断なのです。だから、私は言うのだ。これは、ここまで出て、これは高野チルドレンがたくさんおりますから、最後には多数決で否決されるかもしれませんが、あなたは自民党の復党問題と同じことを、踏み絵をさせることと同じことをやるのですよ、これは。あなたにもう是が非でもあなたを押しきておる与党議員は泣き泣きあなたのこれを通すために賛成しなければならぬ。その人たちの今度は資質も問われるのですよ、選挙民に。この次の市長選挙にあなたは向かうところ敵なしだから平気だか知らぬけれども、議会の議員はそうはいきませんよ。ですから、私はこういった疑わしいものは載せていくべきではないと。

一例最後に私はですから言わせてもらいますけれども、議長にお許しいただきたいのですが、私は佐和田町の議会において議長をやっておった。そして、佐和田町の注文があったから薬を売った。そして資格審査で私は資格審査委員会を開かれましたよ。そして、弁護士に言ったら、こんなものやるばかはこのばかだと言ったけれども、そのばかはしょっちゅうそういうことをやるのだから、まず私はそれどっちでもいいのだけれども、そう言って訴えられましたよ。たかだか佐和田町のようなところでも議会の議員の資格を剥奪するという委員会開かれた。これだって私はやっぱり高野さんがこれを入れてと言ったら、市長が入れてと言ったら寄ってたかって皆さんがそれはだめだと、市長、だめだと言うのが当たり前ですよ。18年のときにその10社の中にこれも入っておったから、だからその中で入札をやってこの人のところへとったのだなんていうの、そんなのはこじつけですよ。

では、最後です。今度は、両助役に聞きますよ。私が言っておるのが間違っておるかどうか、それだけあなた方1人ずつ話をしてください。もう部長が言わんとすることはわかっておるから。だから、あなた方が人間の良心に沿ってこれが高野さんが言う清廉潔白な清い行政なのだということか、あなた方2人は補佐役なのだから。どうぞ議長、ご指名してください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

今の太澤議員の方からいろいろのご指摘がありました。これはあくまでも結果ということで委託業者が決定されております。ここへいく経過についてですが、指名委員会というのがございまして、もちろん市長、私どもも、私も入っておりませんが、指名委員会の中でまず何社にするか、あるいはどの業者を指名するかということで決定をしまして、その後入札を行うと。その入札の結果がたまたま佐渡テレビジョンということになったということでありまして、決してその過程の中で太澤議員ご指摘のようなことがあったということは私は一切ないというふうに確信をしております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 私の立場からのご答弁申し上げますが、ただいま親松助役、あるいはまた担当部長が申し上げたとおり適正な指名委員会に基づいて結果が出た状態でございます。全く問題はないというふうに確信しております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これ本会議でございまして、非常に難しい面があるのですが、答弁する側は私はもう少し丁寧に答弁すべきだと思いますよ。例えば18年の何月に、指名競争入札だと思いますが、それによって設計監理、監督を含めて入札をやったら佐渡テレビというのが落札業者になったと、こういうことなのですよ。だけれども、事が事ですから、もうちょっと丁寧に私は答弁をすべきだと思うのです。何とかこの答弁して逃げればいわというような姿勢をとらずに、こういう問題になったら私はしっかりと答弁した方がいいと思うのですよ。例えばそのときの指名委員会がどういうメンバーであって、そしてどうであってというようにもっと懇切丁寧にやりなさいよ。というのは私も事が事のときは加賀博昭がやる時にはだんびら抜きますよ。見ていてください、これから一般質問でも。だから、それだけ腹の据わったやりとりをやらなければならぬのだから、こういう問題が出たときはもう少し丁寧な答弁をされたらいいと思うのです。私は、質疑というのは心得ておるのです。特にこういう話になったときは、どっちかに加担するというような方法は適切ではないのです。問題は、市民の見ておるところですから、やっぱり前に1度答弁したのではないかというようなことにこだわらずにきちっと私は答弁したらいいと思うのです。

○議長（梅澤雅廣君） それでは、ただいまの加賀君の質疑に対し答弁を許します。

中川部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

少し答弁が簡素だったのではないかとということですが、少し私も落ちついて話をしたいと思います。今は企画財政部長でございますが、指名業者の選定委員長もやっております。選定委員会というのは私が委員長で、副委員長は総務部長がやっております。あと選定委員は各部長で構成しております。その中で今

ほどの件でございますが、指名業者を選定して、10社を選定しました。その中で入札した結果、佐渡テレビジョンがとったということでございます。ですから、それに対して選定するときこの選定が新潟県、それから県外も含めてそこから10社を選んだわけですから、我々その中で佐渡テレビジョンだけを特別扱いして入れたというつもりはございません。これは、私一人だけで入れる品物でもございませんし、私と副委員長とが話をして入れるものでございませぬ。この中身については選定ですから、私が委員長ですから、大きな問題につきましては、これはご相談をしますが、このときの段階につきましては市長にも助役にもご相談をしておりませぬ。出た中身で我々は10社を選ばせていただいたと。資格があるものについては選ばせていただいたという中身でございます。その結果、佐渡テレビジョンがとったということでございますので、その辺のご理解をお願いいたします。別に天の声もありませんし、殿の話もありません。そういったことでやっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） それで、そのときの業者が10社ということでございますね。それで、10社とって何人かで指名をするわけですよ。そのときあなたたちはとんでに気がついたのを言うわけではなくて、一定の基準に基づいて指名したのだらうと思うのですよ。その辺のくだりをもうちよっと詳しくひとつ。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

中川部長。

○企画財政部長（中川義弘君） 選定した10社につきましては、工事管理課長の方から10社の名前を読み上げさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 安藤工事管理課長。

○工事管理課長（安藤理策君） お答えいたします。

資格としましては、電気通信のコンサルということで指名参加願の出ている業者のうちからプライムテック、それから中越電興、それからNHKアイテック、それから昭和電線電纜、それから宮崎電線工業、それからクロス・カルチャー、NCE、ニュージェック、それからパシフィックコンサルタンツ、あと佐渡テレビジョンの10社でございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○工事管理課長（安藤理策君） ただいま申し上げましたコンサル業者につきましては、新潟、それから長岡、群馬、愛知等でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 中川部長。

○企画財政部長（中川義弘君） 今の工事管理課長の方から10社を読み上げてもらったわけですが、これはご説明したとおり新潟、長岡等々が、長野等がおられます。これは、新潟だけでは業者が足らなかったということで、近隣の県からも呼ぶというようなことで10社を選定しております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これで3回ですが、それでは聞きますが、今指名された業者はこの件について指名願というのが出ておりますか。いいですか。間違わぬようにしてくれよ。しっかり言うからな。これでおれ質問終わりだからね。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君、3回目ですから、よくわかるように質問してやってください。

○56番（加賀博昭君） だから、よくわかるように質問してやろうと思って、これで終わりだから言うよと。まず、指名願が出ておったのかどうか、その10社からこの件について。そして、皆さん方が選定するとき一定の資格コンサルタントとしての指名だろうと思うのです。それで指名をされた。もちろん佐渡に資格者がおるとすれば恐らく佐渡テレビぐらいなもので、ほかにはおらぬだろうと思いますが、それもあわせてお答えを願いたいし、今言ったことについてきちっと答えてください。これは、私は先ほどの議員の質問にも一定の言い分があるだろう。しかし、答弁する側にも一定の答弁する理由があるだろうから、それを本会議で混乱しない形で質問をしようと、こういう意図ですので、可能な限りわかりやすくしてください。聞こうとしておることは、指名願が出ておったのかどうか。そして、それに基づいてやった結果がこうなのか。はたまた委員長がたまたま中川部長であったということだから、そのときの指名に至る経過についても開陳できる部分についてはわかりやすく報告を願いたい。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

我々入札に関する指名委員会を開くときには、その工事の内容からいきまして、まず資格者がおるのかどうかを見ます。その資格者に対して、当然入札指名参加をいただいたわけですから、その中でまずは島内の工事であれば、大きい、ちっちゃいもありますが、なるべくは島内の業者から、それからなければ県内の業者から、なければ近隣の県から、なければ全国からというようなことで、その資格者に対して選定をしております。その中で出てきた中から今回は10社を入札相当業者ということで選定させていただきました。ですから、指名参加願を出していない人を選ぶということはございません。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第178号についての質疑を終結いたします。

議案第179号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

5番、臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 3点ほどお聞きしたいのですが、13ページですが、貸付金元利収入、地総債の関係だろうと思いますが、1億9,007万2,000円ほど収入増とありますが、どういう内容のものかお聞きしたいと思います。

それから、15ページの市債に関連しまして、さきに総務省ですか、発表しました実質公債費比率速報値というのが14.2ということですが、この数値に移動があるかどうか確認をいたしたいと思います。

あと一点ですが、35ページの土木費、日本風景街道検討業務委託料210万とあります。100万は何か国庫から補助金があるようですが、この委託の内容と委託先はどういうところを考えておられるか、これをお聞きしたい。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えをいたします。

13ページの地域創造整備資金貸付金元利収入増の1億9,000万の件ですけれども、これは平成9年に道の駅能楽の里に貸し付けた4億7,500万の一括返済ということで1億9,000万ほど歳入がふえております。

あと実質公債費比率の関係ですけれども、変わりありません。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺正人君） お答えいたします。

日本風景街道の委託料の件でございますが、内容につきましては景観の勉強会の実施、それから重点活動検討事業、それから先進地視察、それから地域資源マップ等の資料作成、それから普及啓発広報、それから報告書の作成という内容でございます。

それから、委託契約の先でございますが、佐渡國しま海道という団体ございまして、NPO21団体で構成されているものでございます。その代表が計良武彦さんという、トキどき応援団が代表になっておりまして、その方と契約する意向になっております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 能楽の里で一括残の繰上償還ということですが、そうした場合に市と能楽の里との関係はなくなるわけですが、市が市中金融機関からいわゆる多分縁故債なども借りておるといいます。これは、まだ償還が何年残っておるのですか。

それから、もし残っておったとしても私はせっかく貸付先が、転貸債ですけれども、貸付先が繰上償還したのですから、市もこの部分が残っている部分があればやはり一括繰上償還、市と金融機関の間に繰上償還する必要があるかと思いますが、その意思はございますか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えをいたします。

確かに平成9年の借入れでございますので、残金は残っております。しかし、19年の3月に償還が終わりますので、そのときに全額返済ということですので、繰上償還の方はいたしませんでした。（平成18年12月26日に発言訂正）

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 19年3月というとまだ1年余り実質あるわけですがけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番（臼杵克身君） わかりました。

○議長（梅澤雅廣君） 38番、猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 今と同僚議員の関連で聞きますが、これ歳入歳出一括でやっているのですか。ここがやっぱり取り扱いとしてはおかしいと思うのだよね。今までだと、聞いている人もわかりにくいし、質問する人もやりにくい、答弁する人もやりにくいので、従来だと歳入は歳入、少なくとも一括、歳出は歳出でやらないと、何もかもごちゃまぜにすると、先ほど議長からいろいろご指示があったけれども、これ余計わかりにくいと思うのだけれども、一括でやりますか。いいのですか。

○議長（梅澤雅廣君） どうぞ。

○38番（猪股文彦君） 歳出と分けてやるのでしょうか、本来ですと。運営は、今までそうであったのですよ。

○議長（梅澤雅廣君） 補正予算でありますので、歳入歳出一括をお願いいたします。

○38番（猪股文彦君） それでは、補正予算でも今まで歳入歳出分けてやっていたのですよ。やっぱり市民にわかりやすく、答弁者にも親切にするために分けてやった方がいいと思いますが、ご指示でございませうから、そういたします。

今同僚議員から言いましたその能楽の里の件ですが、ちょっと答弁がわかりにくかったのですけれども、4億7,500万のうち1億9,000万以下は既に返済、償還されていて残りを一括償還されたと。なぜそうなったのかその理由が明確に述べられていないと思うのですが、なぜそうなったのか、それを教えていただきたい。

25ページ、生活保護費ですけれども、2,800万余り、これなぜこういった返還金として出てきたのか。

それから、39ページ、教育委員会の教育総務費の41人ここへきて減になって、次のページになって社会教育総務費で41人ふえていると。なぜここであえてこういうふうな仕方をしなければならぬのか。

それから、43ページ、保健体育総務費の中のトライアスロン200万の補助、これはもう終わってこの12月になってなぜ補助がここに出てくるのか、これについてお答え願います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えをいたします。

繰上償還の件なのですけれども、当初予算の方で年2回の償還金、貸付金の返済があります。おのおの1,900万で2回分、3,800万当初予算の方で計上されていて、残り1億9,000万円の残があるかということで、その部分の今回補正したというものでございます。なお、これについては繰上償還の条件としまして、その貸し付けの要綱で決めてあります。これについては、借り入れ人が貸付金の償還を怠ったときに繰上償還をしていただくということになっておりますので、償還が滞ったということで繰上償還させてもらったということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

平成17年度の実績が確定したため国庫補助金の分を償還するものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

39ページの件ですが、これは人件費に関することですので、私の方から説明させていただきます。実は、

前回9月の補正予算で異動にかかわる人件費の整理をさせていただきました。そこで、教育関係につきましては各事務所にいる職員を一応教育委員会の総務という関係で学校教育の方へ割り振ったわけですが、実際分類しますと今支所にいる職員については生涯学習等の方に振り分けるのが適当ということで今回変更させてもらうものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、平間社会体育課長。

○教育委員会社会体育課長（平間俊雄君） お答えいたします。

今回歳入と歳出合わせてということでもありますので、13ページをごらんいただきたいと思います。13ページの中ほどに教育費県補助金の中で保健体育費補助金がございます。これにつきましては、観光キャンペーン推進ということで県から当初200万の補助でありましたが、200万を増額していただいて計400万の補助を受けたということで、今大会が終わりまして実績報告を準備し、県に出すということでありまして、大会が終了したために今回補正増ということをお願いしたものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 13ページの総務費の貸付金について非常にわかりやすくわかりにくい答弁だったので、委員会等でこれ審査しますし、余りこのことを深く質疑の段階でしない方がいいと思うので、一応それを了とします。

ただ、今平間課長がお答えになった県から200万余計来るようになったからというふうなことなのだけでも、そうすると当初はその金がなくてもPRするだけのことをやっていた。県から余計金来たということになれば、その分は素人考えでは要らないのではないかと。あえてここで余計来たのだからもらっておくとすれば来年度に持ち越すのか何とかすればいいので、それを予定外の金 came からここへのせたといいうふうな受け取りがちな今答弁だったように思うのですが、その辺の説明をもうちょっと詳しくしてもらえますか。

○議長（梅澤雅廣君） 平間課長。

○教育委員会社会体育課長（平間俊雄君） お答えいたします。

説明不足で申しわけありません。既にもう7月の実行委員会の段階では補正で400万の県の補助金をもって、それを全体の予算として事業を実施いたしました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） 1点だけお聞きをしたいのですが、43ページであります。15節の工事請負費800万円の補正であります。これについて特に二つ目の国仲地区学校給食センター建設事業800万円、中身は解体工事費です。これは、どこの建物を解体をして800万ということですか、ちょっとお聞きをいたしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

佐渡総合高校のちょうど道を挟んで相向かいになります市有地がございます。そこに旧同窓会館がございまして、その建物があるものですから、その解体費ということで上げさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） そして、使用目的は上に書いてあるセンターの用地として利用すると、跡地を。こういうことですね。

それで、ではこの国仲地区学校給食センター、恐らくこの後1,600食という県下でも有数な大きさの給食センターでありますね。どれぐらいの規模で幾らの事業費を考えておりますか、お聞きをしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

今現在設計をお願いしております、それで設計している最中でございますので、今ちょっとお答えはいたしかねます。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 財政把握は必要ですが、そういう答弁はないだろうと思います。一定の見通しはあるのだと思いますが、ぜひあったら目安でもいいから教えてもらい、そして私はこれらに関連して質問を含めて申し上げたいのは旧の施設が真野、金井給食センターがあります。これは、ある面では改修が要りますと、こういう理由で、だから今度一括してやろうと、こういうことになっているのです。それで私はここにかかる莫大な費用と改修費とてんびんにかけてどうかという検討をやっぱりやるべきですよ、結論はどうなるか別にして。そして、給食を受ける子供のことを考えたら、これだけ広い区域で配送することを考えたら、そしたらやっぱりちょっと考えていくことが必要だということをまず申し上げておく。委員会で議論していただきたい。私は、一般質問でももう少し議論を深めたい、こう思っています。今の件で答弁をしてください。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えします。

今の金額的な比較まではしておりませんが、真野小学校の場合には学校に付随して建っております、これが改築に係るものですから、給食センターは一緒になくなるということになります。

それから、金井の給食センターについてはかなり長い間一生懸命あそこで働く人たちが丁寧に使ってくれて長もちしておるわけですが、もうそろそろ耐力的に難しくなってきたということがあります。

それから、新穂地区には今まで中学校含めて3校の自校方式でやっておりましたけれども、今回一つにまとめたいということで、確かに議員おっしゃるように規模は大きくなりますけれども、今後の運営を考えますと、やはり私ども少しでも給食調理員がどんどん減らされて臨時で補充しなければならぬということを考えますと、教育予算もやっぱり減ってくるということを考えれば少しでも努力をして削減できるところは削減していきたいと、こういう考え方から、ちょっと大きいというご指摘ありますけれども、一つにしてまとめていきたい、こういう考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 1点だけ、39ページの学校管理費、小学校の管理費と中学校の管理費の部分で燃料費の増、950万、小学校。中学校で680万の増と。まず、この理由を教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

できるだけ圧縮してということで平成18年度予算を組んでみたところですけども、やはり執行した中で足りなくなったものですから、お願いしているところがございます。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それぞれの燃料費の増額分、950万、680万、このそれぞれの額と当初の額を足すと17年度ベースの決算額よりそれぞれ11万と30万ぐらい低い額となると。昨年度使った燃料の額より低い額でなっているわけですけども、ここまでして燃料費を削減していこうという努力をしてまで学校の教育に関しての費用削減努力を図られたということではありますが、当初の段階でこの燃料費というものは下げ切れない部分があるのではなかったかというふうに考えられますが、その辺の予算全体での削減をここへしわ寄せを寄せて補正で持ってきたということがうかがわれるわけですが、この辺について当初どのように考えていたのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答え申し上げます。

確かに言われるとおり補正で上げたものも含めて前年より若干下回っておるということでもありますけれども、私ども当初18年度からは枠配分という格好で予算の配分を受けたわけでありまして。投資的経費は別にいたしましても経常的経費、学校でもいろんなことが少しずつ仕事かふえております。いろいろないじめ等の関係でも一つあればもういろんな調査が来るということで、そんなことでふえておるというような中でもらった予算を何とかその内枠でということで努力をいたしましたけれども、すべて内枠ではいきませんでした。しかしながら、はっきりわかるのは努力をしてみろということで各学校も協力して、とりあえず12月まで何とか頑張ってみようと、こういう格好で去年もやりましたし、ことしも今やっておるわけですけども、どうしても燃料の高騰等で額が間違いなく足らぬということですし、今回できないと冬場の学校の教室の温度が困るということもありますので、お願いをしたわけでごさいます、確かに何だろうと無理やりにストーブのようなものについてたくなという意味ではありませんけれども、いろんな面で学校から協力してもらっておるのが実情です。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 680万と950万、学校数もそれぞれ佐渡島内には多いわけでありまして、この増額というのは余りにも大きい額であると。逆を返せば当初での予算の切り詰めにこの燃料費に充てていたというふうにはうかがえざるを得ないわけでありまして。19年度予算も今編成の時期であります、教育においてはやはり予算を削減するという部分も難しいことではあります、正当な予算の組み方をした上で正当な事業を採択していくという作業がどうしても必要だというふうに思いますが、その辺について今後どう考えているのかお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えします。

議員おっしゃるように私も19年度からは、18年度の継続ではありますけれども、枠配分は続いております。そういう中で必要なもの、最低必要なものはきっちり確保していくという方向で進めようということとで話しております。そういうことでやらせていただきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 39ページの学校建設費の委託料でお願いをいたします。

私は、一般質問でも合特債をここまで来てやたらに使うと大変なことになりますよと市長に警鐘乱打を申し上げたつもりであります。さりとして私の言うようなことなんかとるに足らずに聞いてもらえなかったというのがこの設計監理業務委託としてのあらわれかなと、こう思っておりますが、この予算が通ってから業者の入札選定というのはなるのだかと思いますが、1点、真野小学校より危険校舎で、そして建てる必要のある建物、それとあわせて国仲の学校を一体幾つ、この間の予定ではもらったのですが、もう一回確認したいのですが、幾つ統合して存続させるというお考えなのか。げすの勘ぐりで私はいつも言うのですが、理事者が真野出身の元真野町長、管理者が真野の議会事務局長をやった鹿野次長、2人ともいろいろ個人的にはお世話になっておりますが、私はあのときにこう申し上げました。真野町の税収に比較して合特債の順序なんていうものをすべて必要のように繰り上げて、そしてそういう我が田んぼへ水を引くようなことは決してやってはだめだと私はあのときにこう一般質問で申し上げましたけれども、市長には馬耳東風でお聞き届けいただけなかった。そこへこれに載っておるのかなと思ってひっくり返してみたら、いわゆる公設グラウンドの事業計画に対しての調査費は載っておりませんが、何でそれがいつから、同時に出発してきておって消えたのか。一説漏れ聞こえてくるのは、何か大願寺の持っている田んぼとかなんとかというような話も聞こえてきます。

さて、裏返すと総合それは60億近い銭が真野町へ一挙に投入されるということになるということをお私は3月議会のときに市長に申し上げました。予算書にそうなっているのだから、やるのでしょうか。そしてならば今の合特法等の見直しをしながら何とか考えてみたいということをおっしゃっていましたが、ここへもう既成の事実のように堂々といわゆる業者委託料が載ってきております。そして、これが実質的には20億ちょっと出るのでしょうか、建築予定費に加えられるのだと思うのですが、そこでもう一回整理して申し上げます。教育長さんでも次長さんでも市長でも結構ですが、真野小学校より古くて緊急度が高いのが私が調べたときには幾つもありましたけれども、緊急度合いAクラスに真野を持ってきたのはどういうことか。それから、私はあのときにこの所管外ですから、あれですが、西三川のデイサービスセンターも結局はやることになったと。ということは、市長が提案したことはみんなやってしまうのだと。後からいろんな意見を出してみても皆さんの意見は聞きませんよと、こういうことのようにありますので、そこをもう一回確認させていただきたい。

それと、41ページ、佐渡金銀山発掘調査事業等ということでここに上がっておりますが、とにかく市長はきょうのごあいさつの中で冒頭いよいよ世界文化遺産に佐渡の金銀山が乗り込むことになってユネスコへ提案をする運びを国に働きかけたと、こういうごあいさつがありました。そうしたら、きのう私のところへこういうシビアな電話が入ってきました。それは、富士山と同じで通らぬだろうと。2日の日にボランティアの連中がごみの収集をやっていただきました。大変好天の中でありましたが、特に沢根あたりに

相川あたりから持ってきてほうり投げられておる北船の残骸が大いにテレビに載っておりましたけれども、そんなようなことを考えてみますと、非常にスローガンは立派にアドバルーンは上げるのだが、そこに付随した整備とか、そういったことについてボランティアの連中は2日にやって4日の日にはもう既に段ボールが十数個といったかな、20個といったかな、そこへほうり投げてあったと。それで、佐和田の支所長と幹部派出所の所長か担当係かわかりませんが、お連れをして現場を見てもらったと。そのときに佐渡市はポイ捨て条例というものがあるやに聞いておるが、これを実質的に管理をして司直の手で逮捕するというようなことまで言うならうたって決めて書いてあるのだかと、こういう非常に厳しい電話が来ました。我々はボランティアだといって、そして総務課の齋藤部長のところへ行っただのか、その下かわかりません。わかるのだけれども、名前を言えと言われたら言いますが、名前を控えておきますけれども、職員のところへ行きましたら、あなたはボランティアなのだから、そう気張るなど。それは、またごみは捨てられる。だから、その繰り返しだけれども、そうむきになって本庁へとなり込んでくるようなことは、あなたはあくまでもボランティアなのだから、そうやらぬでくれと。職員は、こういう回答をやったと。そして、今言うように起こったことはこういったことで金銀山が本当に言うならば認められるという市長は考えをしておるのか。根本から、足元の整備から始めるということで行政が大なたを振るって土曜日、日曜日に職員にお願いして掃除をするというぐらいのサービス精神があるのかないのか。長くなりましたが、簡潔にやれとここらで言っているから、おきますが、そういうことでお答えをいただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

今の澤議員のどこの学校が国仲あたりにその古いがあるかということでございますが、私ども担当の施設課の方でいろいろと調査をしておりますが、耐力度調査を今進めておりますけれども、真野がやっぱり一番今のところは先にやった方がいいという結論で話が進んでいるところでございます。畑野、それから相川あたりもかなり古いということですが、年度計画のとおり真野から進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 石塚文化振興課長。

○文化振興課長（石塚秀夫君） お答えをいたします。

佐渡金銀山の世界遺産の関係でありますけれども、先般提案書を提出いたしました。来年の1月に一応選定されるのかどうか、その辺がはっきりいたしますが、選定されますとこの後いよいよ登録に向けて進めていくわけでありまして、そうなりますといろんな条例等、景観条例等の整備も必要になってくるかと思っております。そうなりますと、この後清掃なんかにつきましても考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 私が尊敬する教育長が耐力的にも真野が一番弱いのだと、こういうようなことを言っておりますが、相川小学校は床が抜けたことがあるのです。そういったこと、塩害の強いところでもありますから、どこから先やれと言いませんけれども、防水加工やらメンテナンスをやれば使えるものであ

るなら私はこの20億というのは非常に金の卵だと思っておりますので、要らぬことを申し上げました。

それから、世界遺産に来年の1月に選定されたら条例などつくってそういった清掃等の取り決めもやりたいのだと、こう言っておりますが、外れたらどうするのですか。

それから、なぜ富士山がいわゆる文化遺産にならないのかということは野口さんが来て話をやってもらったでしょう。事前に地元がやっぱりそういった細かい運動をやって行って積み重ねで最後の頂上に登ることができるのだと私は思うのですが、その間にユネスコに出してしまえばもう検査に来ないのだから、ちょっとばかり散らばっておろうと何しようとなんか関係ないのだというお考えのようにも聞き取れるのですが、市長、どうですか、1回大掃除をこれ、これから雪になってしまうので、どうにもなりません、このことはいわゆる監視委員会がテレビで皆さん見ておりますよ。私に言ってくれという依頼なので。だから、あなたからこれについては、いや、雪が来てはどうにもならぬ、議会中はどうにもならぬと言えばそれまでですが、土日を使ってやるお気持ちでもあろうかどうか。それから、今の程度なら文化遺産に通るのだと、あなたはそういうお考えなのか、そこらのところを理事者のお考えとしてお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議員のおっしゃることもっともございまして、実は合併前、15年度のごみの収集量というのは全島で、海岸の漂着分も入れて20トンでございました。ボランティアもいろいろお願いしまして、こしは100トンきのう、おとといまで、その例の佐和田の皆さん方のやつも入れてなのですが、100トンになりまして、ちょうど5倍の清掃回収量であります。それでも足りません、実は自動車の放置車両が全部で1,100台ありましたが、去年が50台、こしが100台の目標にしておりますが、それでも10年かかるということでありまして、それは着々とやるということでありまして。職員も9月から、全部の人がまだやっているとは思いませんけれども、路上のごみ拾いをスタートさせております。いずれにしても別に金山が世界遺産になろうかなるまいが美しい島づくりは日本が言うよりも先に佐渡島は言っていたわけですから、続けてやらせてもらいたいというふうに思っております。当然景観条例も最初から来年の当初予算でぜひお願いしたいと思っております、それはたまたま世界遺産の登録のための条件にも一緒になるということでございます。ぜひ議員がおっしゃるとおり一生懸命きれいにする作業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 手短かに言いますから。二、三日前の新潟日報でしたか、来年度のマニフェストということで、齋藤部長が言ったのか、だれが言ったかわかりませんが、その日報のインタビューに対してごみの減量化を重点的に置いてきれいにしますというマニフェストを上げておりますね。ですから、ぜひこういった機会に、1回ちびちび、ちよびちよびというのではなくて、本格的にひとつ力を入れることをお願いを申し上げまして、質問を置きます。

○議長（梅澤雅廣君） 島倉君。

○6番（島倉武昭君） では、24、25ちょっとお願いしたいのですが、ここで3款なのですが、7節の賃金の減額100万円、児童館の学童保育運営事業、これはたしか6月の議会に有料化にするのではないかとというような問題が出ていろいろ協議されて、最終的には今年度上げないということで、そのために学童の保

育が減ってこういう減額になったのか。

それともう一つ、出生祝金、これがたしか30万が35万になり、人数がふえたのか、5万円上がったのか。それぞれ420万ふえたのか。少子化の中で非常にこういう金がふえるということはあるがたいことなのですが、その辺をお聞かせ願います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

最初に、児童館、学童保育関係の減額についてでございますが、議員おっしゃるような影響はなくて、ちょっと当初予算の見積もり方の対比として実績見込みで減らしたということでございます。

出生祝金につきましては、ちょっと下がりぎみだったものですから、当初予算は400名で実は計算しております。届くかどうかわかりませんが、500名は超えてもらいたいという気持ちはあるのですが、今後の見込みで計上させていただきました。

○議長（梅澤雅廣君） 島倉君。

○6番（島倉武昭君） そうすると、この100万の賃金については別に6月に有料化にするのかなんとかという説明会を開いた影響ではないということですか。

それと、その下の23の償還金利子なのですが、生活保護補助金、これは返還なのですが、これは景気の動向か何かで生活扶助の世帯が大幅に減ったということなのですか。これの内容をちょっと教えていただけますか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

学童保育関係については、そういう影響はないと思います。

それから、生活保護につきましては17年度の国、県の補助事業の申請段階で多少多目に見込んで申請しております。このたび先ほど申しましたように実績の確定があったということで償還するというところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 39ページでお願いします。真野小学校の改築事業2,700万、これは学校統合の問題と絡めて私は考えたいのですが、先般12月1日、うちの赤泊が最後で学校統合の説明会ございましたね。いろんな厳しい意見、我田引水的な意見等いろいろあったようでございます。ただ、よその地域がどうであったかというのは私傍聴に行っておりませんので、よくわかりませんが、さてその中で国仲地区、金井地区、新穂地区、畑野地区、真野地区、やがてここが2校になるのだという計画があったようでございます。さて、そうして考えてみますと、今新穂小学校、建築をやっております。今度真野小学校の建築をやるのだと。そうすると、自動的にもうこの4地区は新穂と真野に統合をされるのだというふうになろうかと思いますが、この辺をこの規模がどの程度のものになるのかお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

4校を2校にとするご質問の内容でございますけれども、それについては中学校のことでございますので、それにつきましては後期統合ということで、今回の補正予算に上げさせていただいておるものとは違いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、規模ということでご質問があったかと思うのですが、校舎3,015平米、食堂が500平米程度のものを考えております。よろしくお願ひします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 失礼いたしました。今規模のことを平米というようなことを言われてもちょっとわからないので、何学級とか、どういう教室の配分とか、そういったもので聞かせていただければありがたいのですが、さて今先ほど大澤議員の方からもいろいろと財政的なこともあったようですが、今改めてこういうふうにして統合前、統合計画がまだ進まない中でどんどん、どんどんと校舎ばかり建築をしていくということになりますと、どうなのだろうかというのが一般の人が言われておる事柄のようでございます。統合計画とあわせた学校建築の計画を立てていただきたいというのが私ども従来から委員会等で主張してきたことではございますが、そのあたりをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） それでは、お答えいたします。

まず、規模でございますけれども、真野小学校を改築される時点での学級数が10学級の予想でございます。それで、統合計画の説明会でも申し上げておるわけでございますけれども、学校改築にかかるときには前期、後期にかかわらず統合を進めていきたいというようなことでお願ひしておるところでございます。したがって、この真野小学校の改築については改築に合わせまして統合計画も進めていきたいと、そのように考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） この13ページの地域総合整備資金貸し付けの収入ですが、これはたしか記憶ではです、私が、両津市のときにふるさと創生の事業の一環として地域の活性化と雇用の確保ができるころには、そういう事業をやろうというものには市が、自治体が窓口となって無利子融資をやりなさいと。それに沿ってたしかこれ当時何億かを農協に両津市が窓口となって無利子で提供して貸し付けたという経過があるのだが、これは何年繰り上げて償還したのか。償還をしてしまえば、無利子の都合のいい資金を借りてこうしてやったが、償還が終われば売れようとおれの勝手だとなるようなものではないと私解するのですよ、当時の経過からすると。その辺は一体どうなっているの。このことは、お金さえできれば無利子で当時両津市が窓口となって、借り主となって無利子で貸し出した、この事業のために。これがお金の用意ができたからもうこれを返しますと、繰上償還をしますよと。繰上償還をすれば、あとは私が売ろうが閉めようが自由だという融資制度ではなかったと記憶するが、これを受けてよかったのですか。受けたものは、次にこの受けたこのもの、これ繰上償還何年分だか知らないけれども、これは今度は総務省の方へ話すだと思ふよ。これ出口がどこかわからぬ。農林中金だったかな、たしか。当時では。そこへこれどう理由づけするのですか。こういう制度にのっとってやったが、いっぱいもうかったので、繰上償還をしたいと。それでこれを繰上償還したいというのか。制度から考えれば、これは地元のために雇用

の確保、地域の活性化のためにやる事業については無利子の融資を両津市が窓口になって出しなさいと言って出したのだが、それができるのですか、これ。繰上償還をすると、あすから自由勝手に何でもできるのですかと、こういう制度で受けたものが。これどうなの。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えをします。

今の償還につきましては、返済期日に返済が不能になりました。それで、能楽の里の方から一括返済を保証人にお願いますという通知が来まして、それによりまして一括返済を保証しております金融機関にお願いをしたところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 聞いておること全然……またそういういいかげんなことを言って、ただ3回立たせて終わろうとして。これ一体それが私はできるかと聞いているのだ。そういう形でやったものを。これは長期にわたって雇用の安定とか、こういうものは条件だったと思うのだ、これ無利子で出すからには。そのかわり佐渡市が窓口になって、佐渡市が借り手になって、そして無利子でその業者にやったのだと。これを業者がこれでやめますよとお金を返せばどうしても私の勝手でしょうということ、これを今度はお金の借り元に借りておったのは当時両津市、今は佐渡市ですから、それになしてこの問題は解決するのですかと私聞いておるのだ。そのことをあなた方調べて受けないと、おれはさっさと返してと。あれがあるために制約を受けておるのだと。当たり前ですよ。借りるとき制約受けたのだから。そのために無利子でやったのだから。しかし、これ繰上償還してしまえば、おれはこれ閉鎖しようとおれのおれの自由だ。なので、こんなものをうまく使われたのではとんでもない話ですよと私言うのです。それには、受けるに当たってはあなた方一括で受けて根拠あるのですかと、これ。これの。これを私らが借りるときにこういう形のふるさと創生の事業の一環として雇用の確保と地域の活性化のためにやるという事業者がおったら無利子で出しなさいと。窓口で自治体が長のあれになって、借り主になって出しなさいとやったのだけれども、それができるのですかと、受けるに当たって。おれこれ聞いておるのだよ。例えばこれを返すに当たってしかるべき機関へ問い合わせたら、ああ、そういう事情であるならば一括返済受けますよと、いいですよと言ったのか。その辺がどうなのですかということ聞いておる。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えします。

今おっしゃるとおりのもとで貸し付けしたわけでございますけれども、貸し付けの要綱の中に貸し付けが返済できないときには一括返済を保証人にするという要綱があります。これは、初めから借りる側も了解をして貸し付けをしております。それでは、この後どうしてもいいかということですが、これはお金の面ではございませんで、我々が能楽の里をどうするかということはまた別の方向での観点かと思いますが、よろしく願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○企画振興課長（金子 優君） 済みません、ちょっと説明不足で。能楽の里は返済できないものですから、

保証人が保証の金融機関から一括返済をしてもらったということでございます。

○50番（竹内道廣君） そうすると、今度は佐渡市は受け取ったのだから、それを今度窓口にあっては返すのでしょう。その時に国から何か言われぬのかということを知っておくのだよ。そういう事業で融資して出したものを一括で返すということになると。

○企画振興課長（金子 優君） それにつきましては、財源については起債を借りて返済をしております。たまたま今度の18年で返済も一括で終わります。そういうことで先ほども財政課長が話をしましたように、これについては貸し付けは15年、借り入れた起債については15年ということで……済みません。10年で、最終の償還金ということで、起債の返済についても問題なく金融機関の方にはこととして最終でございますが。

○50番（竹内道廣君） ということは繰上償還はしたのではないのだな。期日に返したのだな。

○議長（梅澤雅廣君） 整理します。

質問者は、もう一度質問してください。答弁者は、よく質問を聞いて的確に答弁してください。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君、どうぞ。

○50番（竹内道廣君） わけのわからぬことを言うてはだめだよ。私聞いているのは、制約がある事業で、そして自治が窓口になって無利子に事業者にやったのですよという。それで、これは今度は繰上償還したと皆さんが言うから、ではそれならそれを返します。借りたものぐらい返すと。そしたら今度はそのものですよ、そのもの。繰上償還をしたのだから、最初の事業目的は地域の雇用と活性化ということで無利子を出したのだけれども、おれは返してしまったから、あとはこれ閉めようと何しようとおれの勝手だろうと、もう金返したのだから。ということになるのではないですかと。当初の貸し出し目的と違うところへいくのではないですかといったら、今の話を聞くと、ちょうど償還が終わるときだったのだからと。そうしたら償還終わってまで制約はないわな。繰上償還をしたというから、そうすれば残存期間が何年だったか、何年分繰り上げたか知らないけれども、その間は本来なら繰上償還はできないのではないのかと。もし償還をしたとしても、その間は制約があるのではないかと。おれのものだから勝手に閉めようと売ろうといいだろうとはならないだろうということを知っておくのだよ。それが一体どうなったのだから。そうしたら今言うのを聞くと、またつけ加えるが、今言う話を聞くと、ちょうど償還期限の日が来て返したのだから何にも問題はないと。そしたら私も何にも問題はないのだ。繰上償還したというから、残存期間があるのではないかと。どうなの。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

償還については2口ありまして、私どもは第四銀行から原資を4億7,000万借りております。その借りたのは、10年償還で借りております。それから、一方借りたものを能楽の里には15年で貸しております。それは、無利子です。その利子の75%は交付税で来まして、それは制度なのです。ですから、今金子課長が終わったというのは第四銀行から借りるのがもうこととして、3月で終わりますと。ただし、能楽の里には15年ですから、まだ残っておりますと。残った分については、今回1億9,000万で繰り上げをしておりますと、そういうことです。

その先は、これは当初の契約ですが、返済が滞った場合には繰り上げせいと。それは、さっきの能楽の里です。それは、契約になっておりますので、それはしようがない。ただ、後の問題については債務が滞るには滞るだけの理由があります。その理由については、私ども余りこの場所ではということで、後でまたよろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 要するにここから先のこの処理が終わると、あとはどうぞ勝手に、自由に何ともしないのですよということだな。今度は当事者だよ。これが終われば。我々がこれ国に対する制約はないのだな、では。何の心配もないのだな。なければそれでいいのだ。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁させます。

親松助役。

○助役（親松東一君） その心配はないという、そのちょっと質問の趣意はわかりかねますが、能楽の里はとにかくもう返済が滞りましたということで保証人が代位弁済をしました。そのこと以降については、私どももう金の切れ目が縁の切れ目というのはちょっと極端ですが、現実にはそういうことになります。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 28ページ、中ほどよりちょっと下ですけれども、県の後期高齢者医療広域連合会、この負担金ということで200万2,000円上がっているのですけれども、この負担金は医療制度がまた変わるということで平成20年から後期高齢者の保険に対して国、県、市町村等々で負担をしということでこういうものができて、佐渡市の議会からも1人の代表者がこの12月議会で誕生して来年度から新潟で35人の市町村の代表議員が集まってこれからこの運営にかかわるといことなのですから、これに関して国、県、市の負担の割合はどういうふうになっているのかということと、これは議員だけではなくて、職員も代表していくのでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

広域連合の設立の準備事業の件でございますが、本日の162号の議案でも連合の設置について提案しておりますが、この広域連合の設置に係る準備をするために準備委員会が8月21日に発足しておりまして、事務局を自治会館としておりまして、9月1日から職員につきましても14人の体制といたしまして本格的な準備作業に入っております。それで、県の後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金につきましてもこの準備委員会に要する経費の市町村の負担金ということであります。広域連合が今の予定ですと19年3月1日に設置される予定ということでございますので、19年2月までの経費が202万円ということであります。それから、県の後期高齢者の医療広域連合負担金につきましても19年3月に広域連合が設置されるわけでございますので、これに要する経費ということになります。経費の負担につきましても、市町村の負担金ということになります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 準備負担金というのはわかるのですけれども、これが設立された場合35人の議員の

代表が各自治体からということは、今多分新潟は合併が進んで35市町村だから各自治体1名ということなのですね。新潟市のような大きいところも、佐渡のようなところも1人ということになると思うのですけれども、となるとこの負担金の市町村割合の負担金の額というのは人口比でいくのか、あるいは後期高齢者医療ということで75歳以上の高齢者の方々の人口比でいくのか、どのような形の負担金の割合、それとも新潟も佐渡も同じ負担金とか、いろいろあると思うのですけれども、その負担金の割合というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

均等割が10%と高齢者割が40%、それから人口割が50%ということであります。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） その高齢者割というのは75歳以上、65歳以上……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○28番（村川四郎君） 75歳以上の高齢者割ですか。そうすると、かなり負担がふえますよね。はい、わかりました。

それと、議長、ちょっとお願いあるのですけれども、いつも説明員の方はぐるぐる、何か迷い道みたいにして出てくるのですけれども、ずっと答弁席に出てきてくれれば一議会で30分ぐらい短縮できると思うのですけれども、何か道が決まっておるのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 考える時間が要ります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第179号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時48分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

議案第180号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第180号についての質疑を終結いたします。

議案第181号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第181号についての質疑を終結いたします。

議案第182号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第182号についての質疑を終結いたします。

議案第183号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第183号についての質疑を終結いたします。

議案第184号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第184号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第152号から議案第184号までは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 請願第9号及び請願第10号並びに陳情第5号及び陳情第7号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第7、請願第9号及び請願第10号並びに陳情第5号及び陳情第7号を議題いたします。

今期定例会において本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、11日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 3時50分 散会